



徳島市農業振興ビジョン

令和7年3月

徳 島 市

はじめに

徳島市は、温暖な気候、四国一の吉野川をはじめとする豊かな自然環境を活かし、京阪神地域を中心に、大都市圏への生鮮農産物の供給地として、また有数の農業都市として発展してまいりました。

しかしながら、徳島市の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や耕作放棄地の増加、さらに世界情勢の不安定化などによる肥料や燃油価格の高騰などが続き、より一層厳しさを増しております。このような複雑な状況の中で、国において令和6年に改正された「食料・農業・農村基本法」や、徳島県において令和5年に策定された「徳島県みどりの食料システム戦略基本計画」を踏まえ、農業分野においてもデジタルの力を活用した新たな成長戦略として、DXやGXの実現が期待されています。

こうした中、徳島市におきましては、農業に関する様々な指標やアンケートなどから、現状と課題を把握・分析し、明確化した農業振興の基本方針や基本目標の実現に向けて取り組むため、令和7年度から令和16年度までの10年間を計画期間とする新たな「徳島市農業振興ビジョン」を策定いたしました。

このビジョンは、「ひとづくり」「地域・基盤づくり」「ものづくり」「資金づくり」を4つの柱として、国や県の計画等と整合性を図りながら、徳島市の農業施策を展開するものです。

今後、このビジョンを着実に推進するためには、農業者、農業関係機関はもちろん、消費者である市民の皆様と一体となった取組が重要となってまいりますので、関係者の皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、このビジョンの策定に当たりまして、貴重なご意見、ご提言をいただきました徳島市農業振興ビジョン検討委員会の委員の皆様を始め、貴重なご意見をお寄せいただいた関係各位に、心から感謝を申し上げます。

令和7年3月

徳島市長 遠藤 彰 良

目 次

■ 第1章 農業振興ビジョンの改定にあたって

1 改定の趣旨	1
2 計画期間	1
3 位置づけ	1

■ 第2章 本市農業を取り巻く環境

1 食料・農業・農村基本法の改正	2
2 物流の2024年問題	2
3 食の安全安心と環境負荷低減の取組	2
4 TPP等による産地間競争の激化	3
5 農業従事者の高齢化、担い手不足	3
6 耕作放棄地の増加	3
7 SDGs（持続可能な開発目標）への対応	4

■ 第3章 本市農業の現状と課題

1 本市農業の現状	5
2 本市農業の概況・動向	6
3 担い手の状況	8
4 農地の状況	12
5 農業生産の状況	14
6 市街地農業の状況	17
7 農業者の意向	19
8 本市農業のまとめと課題	23

■ 第4章 本市農業の目指すべき将来像

1 農業振興の基本的な考え方	24
2 施策体系	25

■ 第5章 基本目標を実現するための基本施策

1 多様な担い手の確保・支援	26
2 農業環境の保全と振興	31
3 産地化の推進	38
4 儲かる農業への育成・強化	44

■ 第6章 ビジヨンの推進

■ 附属資料

1 徳島市農業振興ビジョン検討委員会委員名簿	49
2 徳島市農業振興ビジョン検討委員会設置要綱	50
3 用語解説	51
4 徳島市農産品MAP	54

第1章 農業振興ビジョンの改定にあたって

1 改定の趣旨

本市では、平成27年3月に改定された「徳島市農業・農村振興ビジョン」(第4次)に基づき、持続継承していく強い農業都市づくりを目指した施策に取り組んできましたが、農業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いています。

さらに、令和6年の「食料・農業・農村基本法」の改定や令和5年に策定された「徳島県みどりの食料システム戦略基本計画」を踏まえ、新たな成長戦略としてDXやGXの実現が期待されています。これらの戦略に沿って、スマート技術の導入による生産性向上、気候変動への適応、温室効果ガス削減など、革新的なイノベーションの推進が求められています。また、本市は令和4年度に「SDGs未来都市」に選定され、経済・社会・環境の三側面の好循環による持続可能なまちづくりを目指しています。

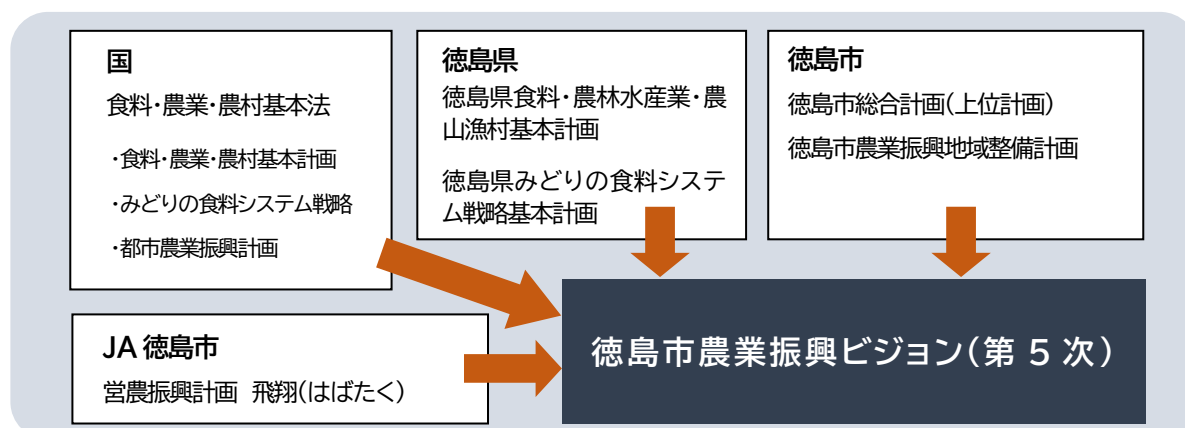
このような背景のもと、魅力ある農業を育成し、持続可能な農業都市を実現するための施策を推進することが重要です。そこで、本市農業を取り巻く社会状況や市民の意識等の変化を踏まえて「徳島市農業振興ビジョン」(第5次)(以下「ビジョン」という。)を策定することとしました。

2 計画期間

ビジョンは、令和7年度から令和16年度までの10年間を計画期間としています。この期間設定は、長期的な農業施策の展望を示すとともに、社会経済情勢の変化に柔軟に対応するためのものです。ただし、「徳島市総合計画」の基本方針に変更がある場合や、国の農業施策の基本方針が改定される場合、あるいは社会経済情勢に大きな変動が生じた際には、必要に応じて計画の見直しを行います。

3 位置づけ

ビジョンは国の法律や計画等を基盤としつつ、令和7年3月に策定(予定)の「徳島市総合計画」を上位計画として位置づけています。本市の農業部門における個別計画として機能し、本市の農業施策の方向性を明確に示すことを目的として、国や市の全体的な方針と整合性を保ちつつ、本市の農業の未来を描く指針となっています。



第2章 本市農業を取り巻く環境

1 食料・農業・農村基本法の改正

食料・農業・農村基本法は、平成11年7月に制定された農政の基本理念と政策方針を示す重要な法律です。制定から25年が経過し、世界の食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスク増大、地球環境問題への対応の必要性、海外市場の拡大など、日本の農業を取り巻く環境が大きく変化しました。

これらの変化を踏まえ、令和6年5月に同法の一部改正が行われました。改正の主な目的は、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的発展のための生産性の向上、そして農村における地域社会の維持です。

改正法では、4つの主要な柱に基づいて関連する基本施策を推進することが定められ、現代の農業が直面する複雑な課題に対して、より適切かつ効果的に対応できる法的枠組みが整備されました。

食料安全保障の確保

環境と調和のとれた食料システムの確立

農業の持続的な発展のための生産性の向上

農村における地域社会の維持

2 物流の2024年問題

令和6年4月に施行された新たな労働規制は、トラックドライバーの年間労働時間上限を設けるもので、トラックドライバーの労働時間が大幅に短縮されることで、物資の円滑な流通が妨げられ、最悪の場合「モノが運べなくなる」という事態も懸念され、物流業界や経営活動に大きな変化が生じる恐れがあります。

3 食の安全安心と環境負荷低減の取組

国際化や環境変化に対応するため、国は平成30年に食品衛生法を改正し、令和3年6月からはHACCP（ハサップ）に基づく衛生管理を完全施行しました。これにより、食品安全の国際標準が日本でも適用されるようになりました。

また、徳島県では「徳島県食の安全安心推進条例」に基づき、「徳島県食の安全・安心基本指針」を策定し、令和3年9月に改定しました。この指針は、生産から消費までの一貫した食の安全・安心確保を目指しています。

さらに、令和5年3月には「徳島県みどりの食料システム戦略基本計画」が策定されました。これは「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」第16条に基づくものです。この計画は、徳島県独自の環境調和型食料システムの構築を目指し、持続可能な農林水産業の実現を推進しています。

4 TPP等による産地間競争の激化

日本の農業は、TPP（環太平洋パートナーシップ協定）やEPA（経済連携協定）といった経済社会のグローバル化により、関税撤廃によって保護されていた状況から変化し、国内だけでなく安価な外国産農産物との競争を強いられるようになっていきます。このような状況下で、日本政府は「食料・農業・農村基本計画」に基づき、令和7年に2兆円、令和12年に5兆円という農林水産物・食品の輸出額目標を設定しています。この目標達成のためには、農業の効率化やコスト削減、独自の販路確保といった対策が求められています。

徳島県では、「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画」において、「アジア」と「欧米」を基軸に品目を絞り込んだプロモーションを展開し、海外市場での県産農林水産物のシェア拡大を目指しています。また、輸出に取り組む事業者の発掘と育成も掲げており、地域の特性を活かした戦略的な取組が重要視されています。

5 農業従事者の高齢化、担い手不足

日本の多くの産業で少子高齢化に伴う後継者不足が問題となっていますが、特に農業分野における高齢化は深刻な状況にあります。本市の農業においても、農林業センサスのデータによると、平成27年から5年間で、農業就業人口に占める65歳以上の割合が59.0%から69.9%へと大幅に上昇しました。同時に、基幹的農業従事者数は20.8%も減少しています。

このような状況下で、高齢化による離農者が増加する一方、農業の担い手を確保することが急務となっています。そのため、新規就農者、特に青年層の参入を促進するために、給付金制度の活用や就農しやすい環境整備など、積極的な支援策を推進していく必要があります。

6 耕作放棄地の増加

日本の農業界では、高齢化と後継者不足により、かつて農地として活用されていた土地が、現在は耕作されずに放置される耕作放棄地が増加しています。この状況は農業生産性の低下だけでなく、景観の悪化や生態系への影響など、多岐にわたる問題を引き起こす可能性があります。一度放棄された農地を再び耕作可能な状態に戻すには、多大な時間と労力が必要となることから、このような土地が増加する前に、効果的な予防策を講じることが急務となっています。農地の有効活用を促進するなど、総合的なアプローチが求められています。

7 SDGs（持続可能な開発目標）への対応

SDGs は、持続可能な社会の構築を目指しており、日本政府の SDGs 実施指針では、地方自治体の各種計画に SDGs の要素を最大限に反映させることが求められています。

本市は令和 4 年度に「SDGs 未来都市」に選定されました。これを受け、ビジョンでは、持続可能な農業の促進を含む各種施策に関連する SDGs のアイコンを主要施策ごとに表示し、その推進を図ります。

農業分野においては、特に以下の SDGs 目標へのアプローチが重要となります。

目標 2：飢餓をゼロに

目標 3：すべての人に健康と福祉を

目標 8：働きがいも経済成長も

目標 9：産業と技術革新の基盤をつくろう

目標 12：つくる責任つかう責任

目標 15：陸の豊かさを守ろう

これらの目標に取り組むことで、環境に配慮しつつ、経済的にも社会的にも持続可能な農業の実現に向けた重要なステップとなります。



第3章 本市農業の現状と課題

1 本市農業の現状

(1) 本市の概要

徳島市は、四国地方東部に位置する人口約25万人の都市で、「水都とくしま」として知られています。四国一の吉野川をはじめ、134の大小の川が市内を縦横に流れ、市の発展に寄与してきました。市域は東西107.37km、南北79.03kmに及び、総面積は191.52km²で、温暖な気候に恵まれています。



農業は本市の基幹産業であり、京阪神地域を中心とする大消費地への生鮮農産物供給産地として発展してきました。多様な経営体が園芸作物を中心に、多品目で高付加価値な農産物の生産を行っています。都市でありながら、約2,800haもの農用地区域を有し、市街地にも多くの農地が残っているのが特徴です。さらに、沿岸部では砂地畑農業が営まれるなど、農業都市としての潜在力を秘めています。

本市の農家は小規模経営が主流ですが、すだち、ネギ、しいたけ、かんしょ（さつまいも）、レンコン、ブロッコリーなど、高付加価値で多品目の農産物を生産しています。その結果、土地生産性は全国的にも高いレベルを誇っています。本市の農業が将来にわたって持続的に発展していくため、地域の特徴を活かしながらそのポテンシャルを最大限に発揮できるよう、様々な施策を展開していく方針です。



○令和6年6月現在

農業振興地域面積	14,616 ha
農用地面積	2,817 ha
農用地区域外面積	11,799 ha



2 本市農業の概況・動向

令和2年時点で、本市には2,524戸の農家があり、そのうち1,591戸が販売農家、933戸が自給的農家で、総世帯数の約2%を占めています。過去20年間では、平成12年から令和2年にかけて、販売農家は約54%減少し、自給的農家も約15%減少しており、特に販売農家の減少が大きくなっています。

また、令和2年の本市における経営耕地面積は2,047haで、その内訳は田が1,278ha（全体の約62%）、畑が647ha（全体の約32%）、樹園地が122ha（全体の約6%）となっています。これらの耕地面積はいずれも近年減少傾向にあります。一方で、1戸（1経営体）あたりの経営耕地面積は1.25haとなっており、増加傾向にあります。

本市の農業は全体的に縮小傾向にある一方で、個々の農家の経営規模は拡大している状況にあります。

本市の農業の現状を示す指標

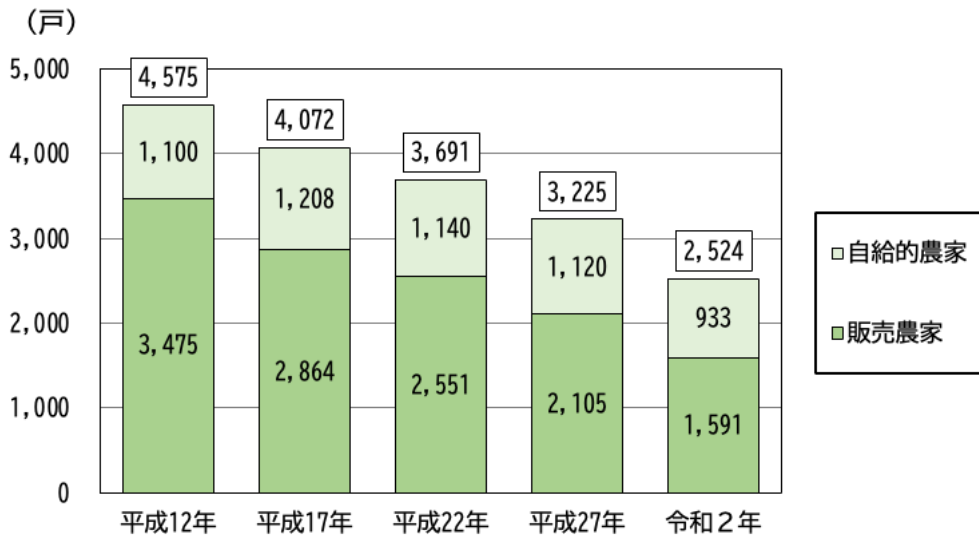
		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	
総人口	人	268,218	267,833	264,548	258,554	252,391	
	[指数]	[100]	[100]	[99]	[96]	[94]	
総世帯数	戸	104,891	109,698	111,675	115,015	119,509	
	[指数]	[100]	[105]	[106]	[110]	[114]	
総農家	戸	4,575	4,072	3,691	3,225	2,524	
	[指数]	[100]	[89]	[81]	[70]	[55]	
	販売農家	戸	3,475	2,864	2,551	2,105	1,591
		[指数]	[100]	[82]	[73]	[61]	[46]
	自給的農家	戸	1,100	1,208	1,140	1,120	933
		[指数]	[100]	[110]	[104]	[102]	[85]
農業経営体	経営体		2,879	2,578	2,154	1,636	
	[指数]		[100]	[90]	[75]	[57]	
経営耕地面積 ※1	ha	3,055	2,614	2,518	2,199	2,047	
	[指数]	[100]	[86]	[82]	[72]	[67]	
	田	ha	2,192	1,885	1,788	1,315	1,278
		[指数]	[100]	[86]	[82]	[60]	[58]
	畑	ha	558	498	527	699	647
		[指数]	[100]	[89]	[94]	[125]	[116]
	樹園地	ha	305	232	204	186	122
		[指数]	[100]	[76]	[67]	[61]	[40]
	1戸（1経営体）あたりの経営耕地面積 ※2	ha	0.88	0.91	0.98	1.02	1.25
		[指数]	[100]	[103]	[111]	[116]	[142]

※1：平成12年は販売農家、その他は農業経営体の数値

※2：平成12年は販売農家1戸あたり、その他は農業経営体1経営体あたりの数値

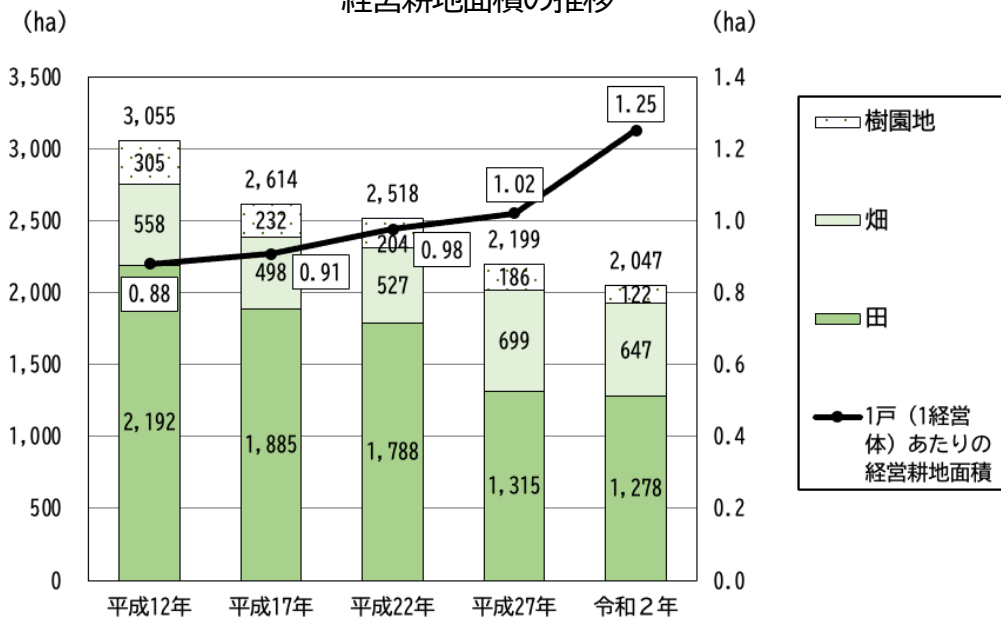
出典：国勢調査、農林業センサス

農家戸数の推移



出典：農林業センサス

経営耕地面積の推移



※平成12年は販売農家の数値、平成17年～令和2年は農業経営体の数値

出典：農林業センサス

*用語の定義

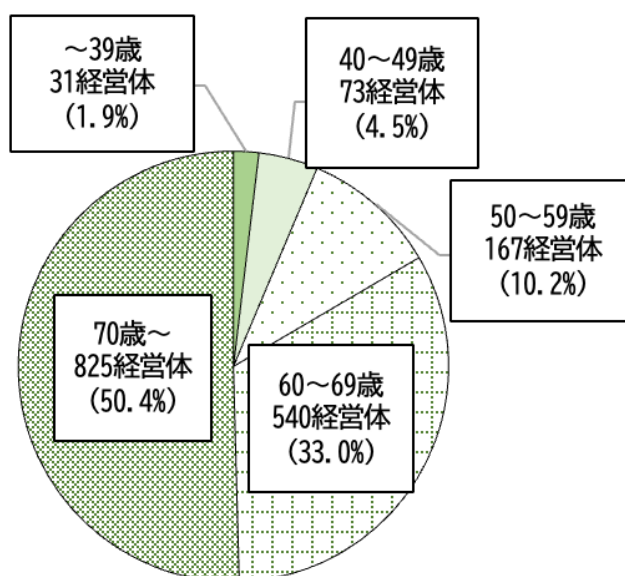
- ・農家：経営耕地面積が10a以上又は10a未満でも農産物販売金額が年間15万円以上の世帯
- ・自給的農家：経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家
- ・販売農家：経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が年間50万円以上の農家
- ・農業経営体：農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、(1)経営耕地面積30a以上の規模の農業、(2)農作物の作付け面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数等、一定の基準以上の規模(露地野菜15a、施設野菜350㎡、採卵鶏飼養羽数150羽等)の農業、(3)農作業の受託の事業、のいずれかに該当する者
- ・経営耕地面積：農林業経営体が経営している耕地(畦畔を含む田、樹園地及び畑)の実際の面積

3 担い手の状況

(1) 年代別の農業経営体数

令和2年のデータによると、1,636の農業経営体のうち、約半数が70歳以上の人々によって運営されています。さらに、60歳以上の人々を含めると、その割合は約83%に達します。このことから、農業経営の担い手の多くが高齢者であることが分かります。

年代別の農業経営体数（割合）



出典：農林業センサス



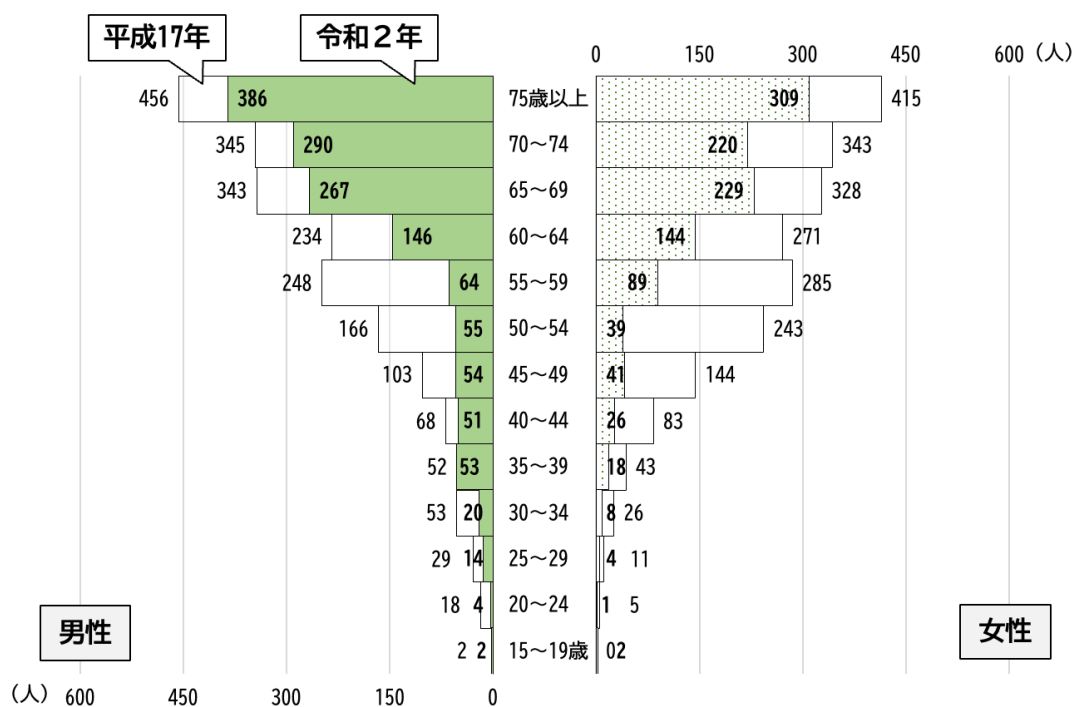
(2) 基幹的農業従事者数と年齢階層別分布

令和2年の基幹的農業従事者数は2,536人で、これは平成17年と比較して約41%減少しています。また、基幹的農業従事者の年齢構成を見ると、60歳以上の割合が平成17年の63.4%から令和2年には78.5%に上昇しており、全体として基幹的農業従事者の数が減少するとともに、高齢化が進んでいることがわかります。

年齢階層別の基幹的農業従事者数

(単位：人)

項目	平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
15～19歳	2	-	-	-	1	-	2	2
20～24	18	5	10	6	14	2	4	1
25～29	29	11	34	11	20	5	14	4
30～34	53	26	39	19	49	20	20	8
35～39	52	43	55	33	55	29	53	18
40～44	68	83	59	46	60	51	51	26
45～49	103	144	69	89	66	52	54	41
50～54	166	243	120	151	75	91	55	39
55～59	248	285	194	234	136	148	64	89
60～64	234	271	335	293	255	256	146	144
65～69	343	328	261	265	336	277	267	229
70～74	345	343	310	279	211	204	290	220
75歳以上	456	415	500	468	425	365	386	309
小計	2,117	2,197	1,986	1,894	1,703	1,500	1,406	1,130
合計	4,314		3,880		3,203		2,536	



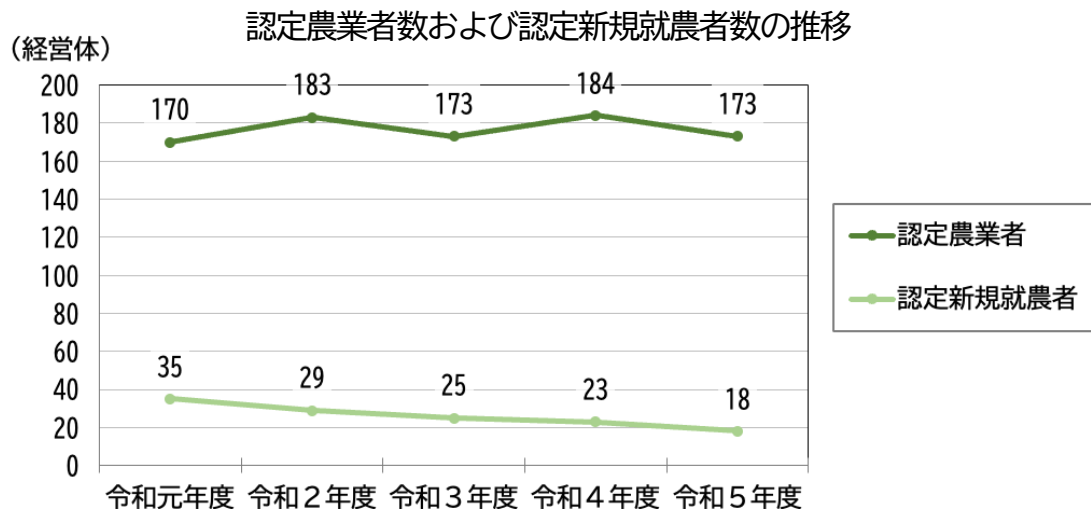
出典：農林業センサス

***用語の定義**

・基幹的農業従事者：15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者

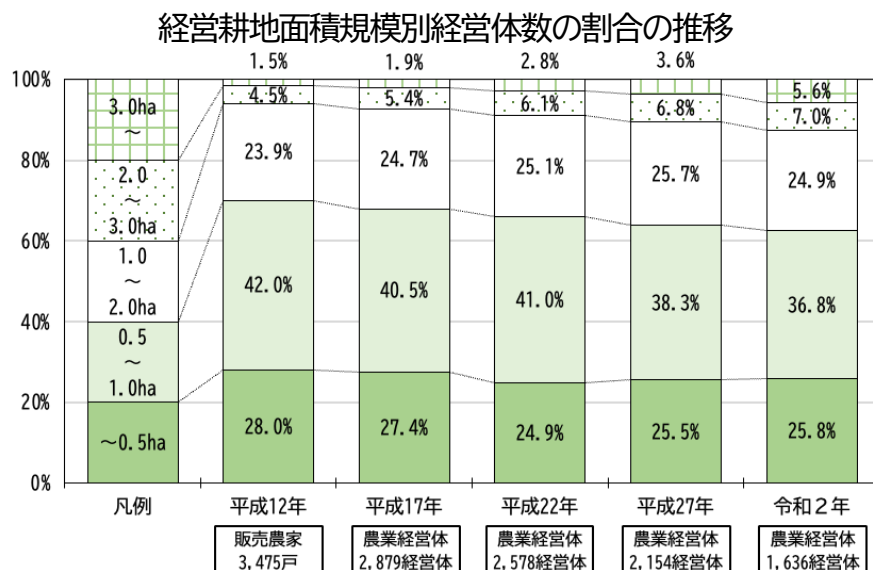
(3) 認定農業者及び認定新規就農者

令和5年度の認定農業者数は173経営体となっており、令和元年度からほぼ横ばいの傾向が続いています。認定新規就農者数は、令和5年度に18経営体となり、令和元年度から減少傾向が続いています。今後は新規就農者の確保と定着を図るとともに、定年退職後に就農する人々などの潜在的な農業従事者の発掘や育成支援が重要な課題となっています。



(4) 経営耕地面積規模別の農業経営体数

令和2年における農業経営体の経営耕地面積規模別の分布を見ると、小規模経営が主流となっており、0.5ha未満の経営体が全体の約26%を占め、0.5から1.0haの経営体が約37%を占めています。1.0ha未満の小規模経営体が全体の6割以上を占めています。経年変化を見ると、1.0ha未満の小規模経営体数が緩やかに減少する一方、2.0ha以上の比較的大規模な経営体数が微増傾向にあり、農業経営の規模拡大や効率化へとわずかながら構造変化の兆しが見られます。



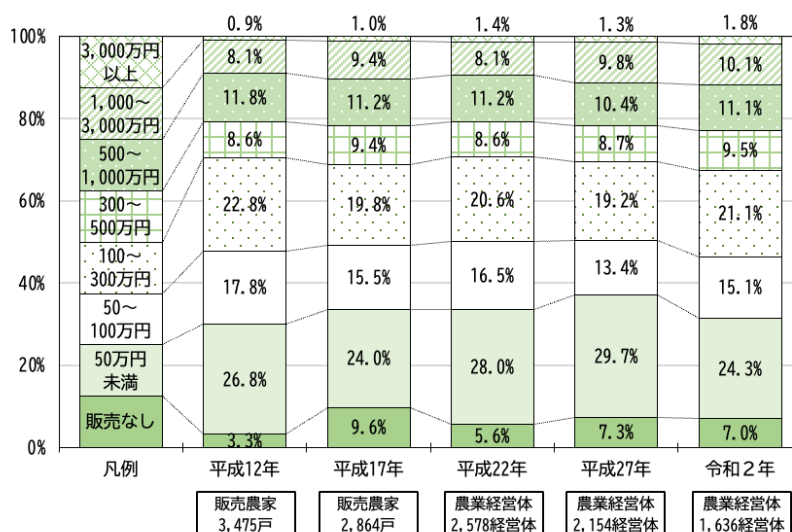
※平成12年は販売農家の数値、平成17年～令和2年は農業経営体の数値
 出典：農林業センサス

(5) 販売金額規模別経営体数

令和2年の農業経営体数を販売金額の規模別に見ると、500万円以上の経営体は全体の約23%（375経営体）で、中核的な担い手と考えられます。一方、300万円未満の経営体は約68%（1,105経営体）を占めており、比較的小規模な経営体が多いことがわかります。この傾向は、平成12年から令和2年にかけて大きな変化は見られません。

依然として300万円未満の比較的小規模な経営体が多数を占めており、兼業農家や高齢農家の存在、農地の分散や集約の困難さなどが要因として考えられます。一方、500万円以上の経営体が約23%を占め微増傾向にあり、農業経営の二極化や経営努力、政策支援などの複合的な要因が考えられます。

販売金額規模別経営体数の割合の推移

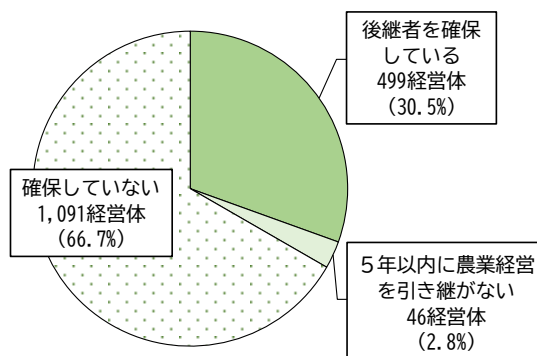


※平成12年、17年は販売農家の数値、平成22年～令和2年は農業経営体の数値
出典：農林業センサス

(6) 後継者の有無

令和2年の調査によると全1,636の農業経営体のうち、約3分の1にあたる31%が後継者を確保しています。一方、後継者を確保できていない経営体は、全体の約3分の2の67%に達しています。これらのことから、農業の持続可能性の確保には、後継者の育成と確保が課題であり、テクノロジーの導入や労働環境の改善など更なる取組が必要とされています。

後継者の有無別の農業経営体数（割合）



出典：農林業センサス

4 農地の状況

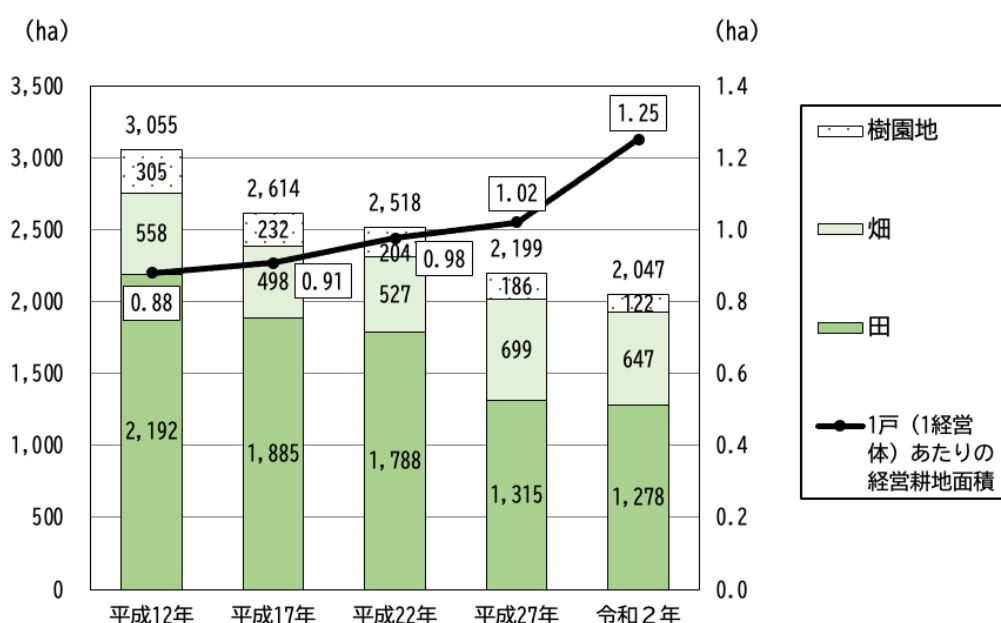
(1) 経営耕地面積

令和2年時点では、農業経営体の経営耕地面積は2,047haとなっています。これは平成17年と比較すると、約22%、面積にして567haの減少を示しています。地目別の内訳を見ると、田が1,278ha、畑が647ha、樹園地が122haとなっています。

平成17年との比較では、田は約32%（607ha）減少し、畑は約30%（149ha）増加、樹園地は約47%（110ha）減少しています。

全体的には経営耕地面積が減少傾向にある一方で、1経営体当たりの経営耕地面積は増加傾向にあることがわかります。

経営耕地面積の推移（再掲）



※平成12年は販売農家の数値、平成17年～令和2年は農業経営体の数値
出典：農林業センサス

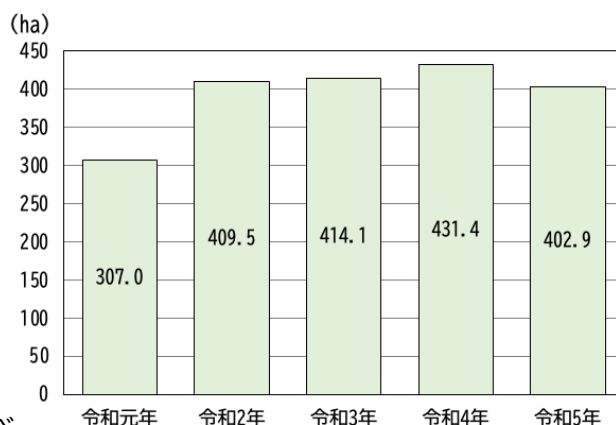


徳島市イメージアップキャラクター
トクシ

(2) 農地流動化の動向

利用権設定等促進事業を通じた農地の利用権設定面積は拡大傾向であり、令和5年には402.9haに達しました。これに伴い、利用権設定率も約20%まで上昇していることから、農地の貸借は増加傾向にあり、個々の農家が管理する経営耕地面積も拡大する傾向にあることから、農業構造の変化や効率化が進んでいることがわかります。

農業経営基盤強化促進事業による利用権の設定面積の推移



出典：徳島市農業委員会調べ

*利用権設定

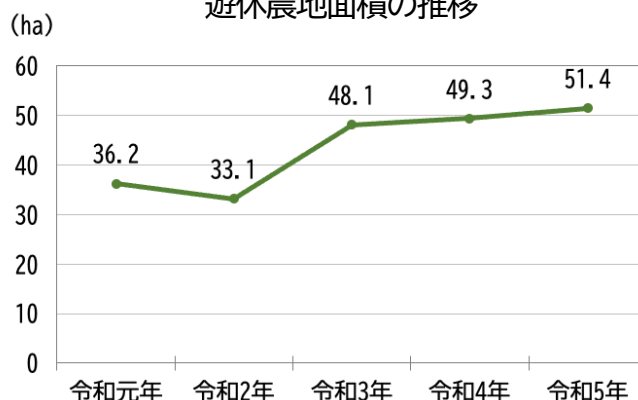
農地を貸したいという農家と、農業経営規模の拡大を図りたい農業者との間で結ぶ農地の貸し借りであり、農業委員会の決定を経て、市が公告することにより権利設定が有効となります。設定期間や、賃借料の額は相互の相談で決定し、貸した農地は、契約期間が終了すれば、離作料を支払うことなく返されます。

(3) 遊休農地の推移

遊休農地の面積は近年増加傾向にあり、令和5年の遊休農地の面積が51.4haに達しました。令和元年と比較すると約42%の増加に相当し、実際の増加面積は15.2haとなっており、4年間で大きな変化が生じています。

遊休農地の増加は、農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作条件の悪化などの要因が考えられますが、地域農業に悪影響を及ぼす可能性があります。

遊休農地面積の推移



出典：徳島市農業委員会調べ

*遊休農地

農地法で定められており「現在耕作されておらず、今後も耕作される可能性が低い農地」と「農作物の栽培は行われているが、周辺の農地と比較した時に利用程度が著しく低い農地」の両方を指します。

5 農業生産の状況

(1) 販売を目的とした農畜産物の作付け・飼養状況

令和2年度の状況によると、本市の農業経営体数が稲作では県内3位、野菜類では2位という高い順位に位置しています。このことは、本市の温暖な気候と豊かな自然環境、大消費地である関西圏に近いという地理的特性などが、特に野菜類の生産において大きな強みとなっていると考えられます。

これらのことから、本市が県内の農業生産において重要な役割を果たしていることを示しており、本市農業の強みと特色を反映しています。

徳島県内における経営体数の順位（令和2年）

稲（飼料用を除く）

県内順位	市町村	作付数	作付面積
1	阿南市	2,340 経営体	2,243ha
2	阿波市	1,524 経営体	1,200ha
3	徳島市	1,082 経営体	1,027ha
4	小松島市	709 経営体	x
5	吉野川市	485 経営体	253ha
6	石井町	472 経営体	285ha
7	美馬市	417 経営体	x
8	上板町	284 経営体	219ha
9	鳴門市	266 経営体	229ha
10	海陽町	265 経営体	x
11	東みよし町	255 経営体	124ha
12	藍住町	204 経営体	170ha
13	那賀町	161 経営体	71ha
14	板野町	158 経営体	170ha
15	美波町	154 経営体	108ha
16	三好市	137 経営体	x
17	勝浦町	133 経営体	x
18	北島町	79 経営体	44ha
19	牟岐町	61 経営体	54ha
20	佐那河内村	57 経営体	13ha
21	神山町	52 経営体	20ha
22	上勝町	33 経営体	9ha
23	つるぎ町	28 経営体	14ha
24	松茂町	2 経営体	x

野菜類

県内順位	市町村	作付数	作付面積
1	阿波市	955 経営体	805ha
2	徳島市	790 経営体	728ha
3	阿南市	463 経営体	163ha
4	鳴門市	401 経営体	524ha
5	石井町	396 経営体	337ha
6	吉野川市	324 経営体	255ha
7	美馬市	210 経営体	72ha
8	小松島市	187 経営体	x
9	藍住町	183 経営体	405ha
10	板野町	175 経営体	386ha
11	上板町	149 経営体	154ha
12	東みよし町	134 経営体	32ha
13	三好市	125 経営体	45ha
14	松茂町	87 経営体	x
15	海陽町	81 経営体	21ha
16	勝浦町	78 経営体	16ha
17	神山町	68 経営体	11ha
18	那賀町	59 経営体	8ha
19	佐那河内村	55 経営体	x
20	つるぎ町	35 経営体	12ha
21	上勝町	25 経営体	3ha
21	美波町	25 経営体	9ha
23	北島町	21 経営体	19ha
24	牟岐町	12 経営体	x

※稲（水稲+陸稲）

※秘匿されている数値は「x」と表記。県内順位は農業経営体数の順位（作付面積の順位ではない）。

出典：農林業センサス

さらに、本市では稲作だけでなく、様々な野菜類の栽培が盛んで、春夏にんじん、ほうれん草、カリフラワー、ブロッコリーなどの生産量が全国でもトップクラスとなっています。また、レンコン、ネギ、えだまめなども全国の上位にランクインしています。

また、徳島県の特産品である「かんしょ」(なると金時)や「すだち」の生産も盛んであり、本市を含む県内の複数の地域で栽培されていることから、農業の多様性と生産力の向上に貢献していると考えられます。

品目別の経営体数・作付面積（令和2年）

品目	経営体数	作付面積
稲・麦・雑穀		
水稲(食用)	1,081 経営体	1,024ha
陸稲(食用)	4 経営体	3ha
稲(飼料用)	27 経営体	19ha
小麦	1 経営体	x
二条大麦	x	x
裸麦	1 経営体	x
そば	1 経営体	x
その他の雑穀	4 経営体	1ha
いも類・豆類		
ばれいしょ	14 経営体	x
かんしょ	97 経営体	130ha
大豆	7 経営体	1ha
小豆	1 経営体	x
その他の豆類	13 経営体	4ha
工芸農作物		
さとうきび	1 経営体	x
なたね	4 経営体	2ha
その他の工芸農作物	17 経営体	9ha
野菜類		
だいこん	34 経営体	6ha
にんじん	30 経営体	39ha
さといも	x	x
やまのいも	1 経営体	x
はくさい	24 経営体	x
キャバツ	35 経営体	18ha
ほうれんそう	338 経営体	161ha
レタス	10 経営体	x
ねぎ	65 経営体	46ha
たまねぎ	26 経営体	1ha
ブロッコリー	170 経営体	233ha
きゅうり	25 経営体	3ha
なす	30 経営体	2ha
トマト	31 経営体	5ha
ピーマン	8 経営体	0ha
いちご	77 経営体	13ha
メロン	2 経営体	x
すいか	2 経営体	x
その他の野菜	401 経営体	193ha

出典：農林業センサス

品目	経営体数	作付面積
果樹類		
温州みかん	118 経営体	65ha
その他かんきつ	162 経営体	33ha
りんご	x	x
ぶどう	1 経営体	x
日本なし	5 経営体	x
西洋なし	x	x
びわ	x	x
かき	x	x
くり	x	x
うめ	4 経営体	0ha
すもも	1 経営体	x
キウイフルーツ	10 経営体	2ha
パインアップル	x	x
その他の果樹	9 経営体	x
花き類・花木		
切り花類	59 経営体	
球根類	11 経営体	
鉢ものの類	8 経営体	
花壇用・苗ものの類	6 経営体	

品目	経営体数	飼育頭/羽数
家畜等		
乳用牛	7 経営体	286 頭
肉用牛	10 経営体	x
豚	1 経営体	x
採卵鶏	4 経営体	245,000 羽
きのこ	37 経営体	
その他	2 経営体	

※秘匿されている数値は「x」と表記

※作付面積は販売を目的として作付された面積

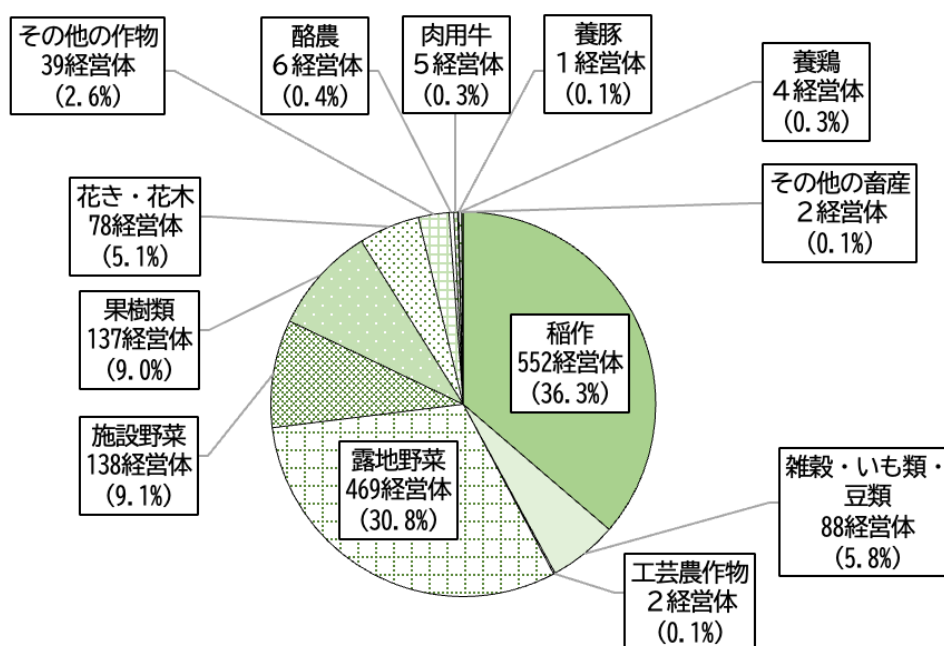
また、露地と施設に分かれている場合はその合計値（ただし、秘匿分は除く）

(2) 農業生産物と出荷先

本市の農業は多様な作物生産が特徴となっており、農産物販売金額の観点からは稲作が最も多く全体の約 36%、次いで露地野菜が約 31%と続き、施設野菜と果樹類がそれぞれ約 9%を占めており、雑穀・いも類・豆類も約 6%の割合で生産されています。

農産物の出荷先は、約 76%の農業経営体が農協を主な販売先としています。卸売市場への出荷も約 21%と重要な位置を占めています。農協以外の集出荷団体や小売業者への出荷もそれぞれ約 11%、約 9%、消費者への直接販売も約 17%を占めており、本市の農業が地域に根差した多様な販路を持っていることがわかります。

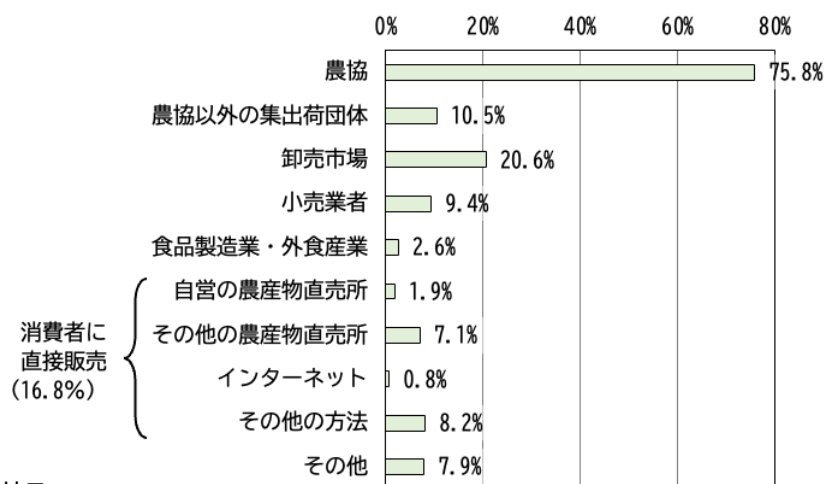
農産物販売金額 1 位の部門別農業経営体数（割合）（令和 2 年）



出典：農林業センサス

注：母数は農業経営体（1,636経営体）のうち販売目的で作付けした実経営体（1,521経営体）

農産物販売金額 1 位の出荷先別農業経営体数（構成）（令和 2 年）



出典：農林業センサス

注：母数は農業経営体（1,636経営体）のうち販売目的で作付けした実経営体（1,521経営体）。複数回答。

6 市街地農業の状況

(1) 市街地農業の現状

都市計画法の制定以来、市街化区域内の農地は宅地化すべきものとして位置付けられてきました。しかし近年、都市農地の価値が見直されつつあり、食の安全意識の高まりにより地元産の新鮮で安全な農産物への需要が増加し、市民の農業体験への関心も高まっています。さらに、ゆとりや潤いを求めるライフスタイルや価値観の変化、震災後の防災意識の向上により、都市農地は貴重な緑地や災害時の避難場所としての役割も再評価されています。

一方で、都市農業も農業従事者の高齢化や後継者不足の課題に直面しており、平成27年4月に「都市農業振興基本法」が制定されました。この法律は、都市農業の継続的な発展と、その多様な機能を活用した良好な都市環境の形成を目指しています。

都市農業は、新たな価値を認められつつも、様々な課題に直面していることから、この基本法に基づき、都市農業の持続的発展と都市環境の向上を両立させる具体的な施策の展開が期待されています。

(2) 市街化区域内の農地が発揮する機能

本市の市街化区域内には多くの優良農地が存在し、産地形成や農地保全が行われています。これらの農地は、単なる食料生産の場としてだけでなく、多面的な機能を有しており、災害時には防災空間として、また都市に不可欠な緑地としての役割も果たしています。さらに、新鮮な野菜の提供や、市民が農業にふれあう機会を創出し、都市生活にやすらぎをもたらす重要な存在となっています。

本市は、このような市街地農業の多面的機能を最大限に発揮させるため、市民農園の開設整備などの支援を行うことにより、市街地農業の持続可能な発展と、都市環境の質的向上に取り組んでいます。

(3) 生産の状況

本市の農業生産は、青ネギ、洋ラン、しいたけなどの収益性の高い品目が生産されている一方で、こまつななどの軟弱野菜も栽培されています。

渭東地区では、「渭東ねぎ」としてブランド化された青ネギの生産が盛んで高い収益を上げています。八万地区では、洋ランの生産が特徴的で、生産・出荷技術の省力化や経費節減に取り組むとともに、新品種や優良品種の選抜育成を通じて高品質で安定した生産を実現しています。菌床しいたけは、生産施設の整備が必要となるため市街化区域で取り組みやすい品目となっており、八万地区を中心に市内全域で広く生産されています。

このように、本市の農業は地域の特性を活かしながら、高収益作物の生産と品質向上に力を入れており、多様な農業経営が展開されています。

(4) 市街化区域内農地の地域別面積

(単位:ha)

行政区	市街化区域農地面積		合計
	田	畑	
内 町	0.00	0.00	0.00
新 町	0.00	0.00	0.00
西富田	0.00	0.04	0.04
東富田	0.37	0.09	0.46
昭 和	1.03	0.43	1.46
渭 東	2.35	1.90	4.25
渭 北	4.98	1.59	6.57
佐 古	2.74	0.75	3.49
沖 洲	2.47	19.67	22.14
津 田	0.99	2.89	3.88
加茂名	46.44	17.84	64.28
加 茂	22.62	10.50	33.12
八 万	37.73	6.78	44.51
勝 占	30.66	3.33	33.99
多家良	0.00	0.00	0.00
上八万	0.00	0.00	0.00
入 田	0.00	0.00	0.00
不 動	0.00	0.00	0.00
川 内	3.10	0.97	4.07
応 神	2.80	0.53	3.33
国 府	15.02	7.50	22.51
南井上	0.00	0.00	0.00
北井上	0.00	0.00	0.00
計	173.30	74.81	248.11

※令和6年4月1日固定資産課税台帳より集計

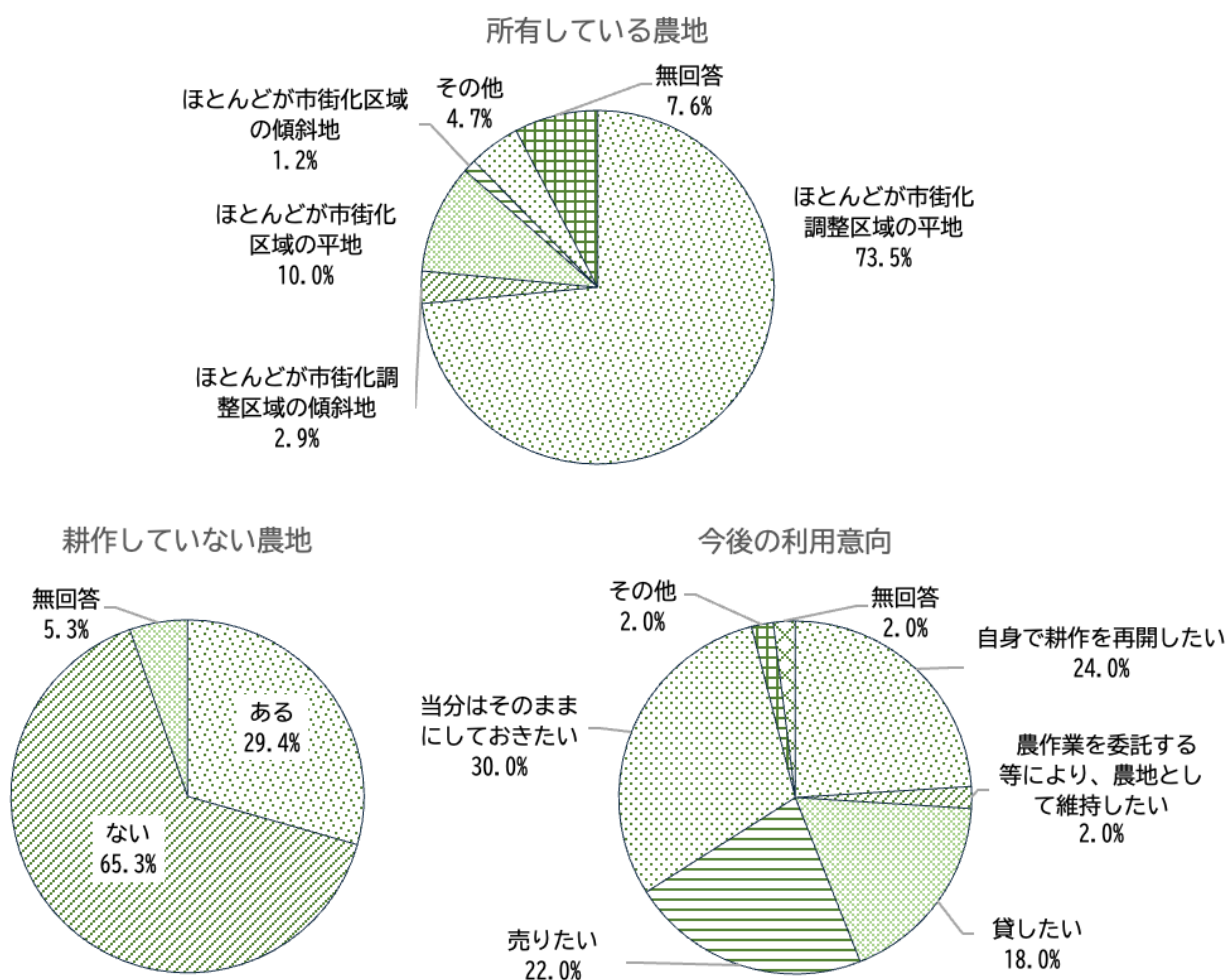
7 農業者の意向

◆調査の概要

- ・対 象：市内の主な農業者 404 名（徳島市農業委員 19 名、徳島市農地利用最適化推進委員 17 名、農事実行組合支部長 15 名、農業士会員 16 名、女性組織（生活グループ）6 名、中心経営体等 331 名（認定農業者法人、認定新規就農者含む））
- ・方 法：郵送による配布・回収
- ・期 間：令和6年7月
- ・調査数：配布数 404、回収数 170、回収率 42.1%

(1) 農地の利用意向

農地の利用に関する調査結果では、回答者の約 3 割が耕作していない農地を所有している状況となっています。その結果、22%の回答者が農地を「売りたい」と考えており、18%が「貸したい」と回答しています。

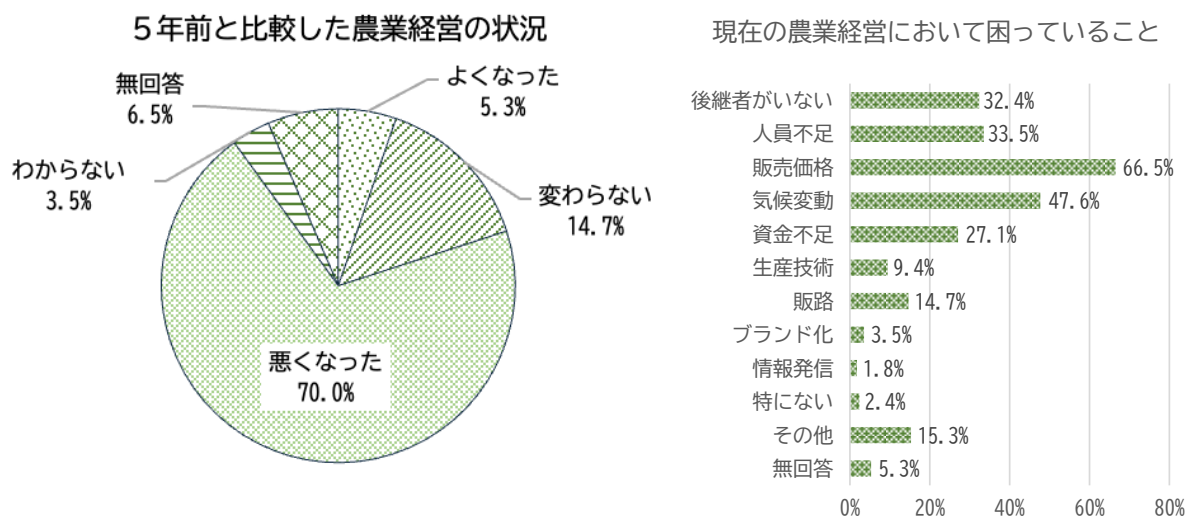


※「耕作していない農地がある」と回答した方（50名）が回答

(2) 5年前と比較した農業経営の状況・現在農業経営において困っていること

農業経営の現状は、5年前と比べて全体の7割の農業経営者が、状況が「悪くなった」と回答しています。さらに、現在の農業経営者が直面している問題として、約67%の経営者が「販売価格」を挙げており、最大の懸念事項となっています。次いで、約48%が「気候変動」を問題視しており、環境の変化が農業に大きな影響を与えていることがわかります。

また、「人員不足」、「後継者がいない」という人的資源に関する問題も、それぞれ約34%と約32%の農業経営者が回答しており、複合的な課題に直面していることが示されています。



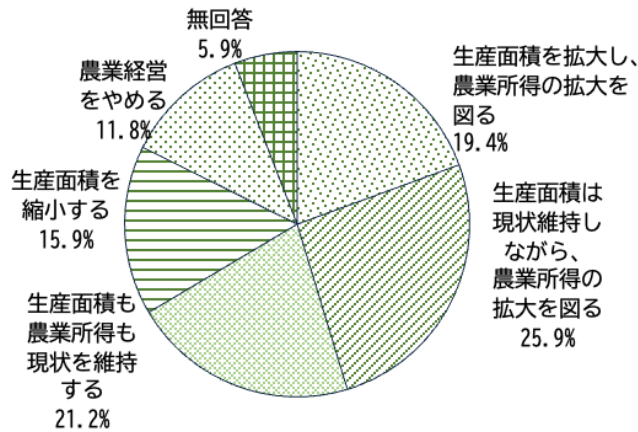
(3) 今後（概ね10年）の農業経営・農業所得を維持・拡大するための方法

今後10年程度の農業経営について、回答者の約45%が「農業所得の拡大を図る」と回答し、約21%が「現状を維持する」と答えています。

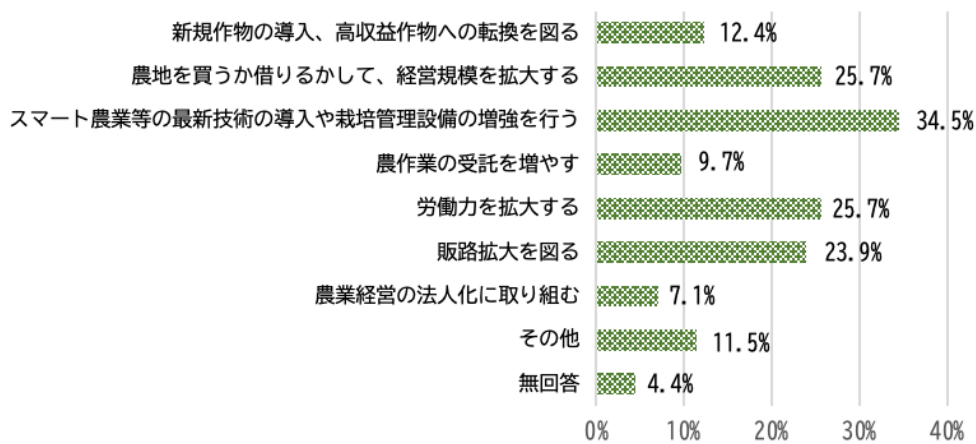
農業所得を維持・拡大するための方法としては、最新技術の活用が最も重視されています。約35%の回答者が「スマート農業等の最新技術の導入や栽培管理設備の増強を行う」と答えており、技術革新への期待が高いことがわかります。次いで、「農地を買うか借りるかして、経営規模を拡大する」と「労働力を拡大する」がそれぞれ約26%となっており、規模の拡大と人材確保も重要な戦略として考えられています。

これらのことから、農業経営者は技術革新、経営規模の拡大、労働力の確保を通じて、農業所得の維持・拡大を目指していることがわかります。

今後（概ね10年）の農業経営



農業所得を維持・拡大するための方法



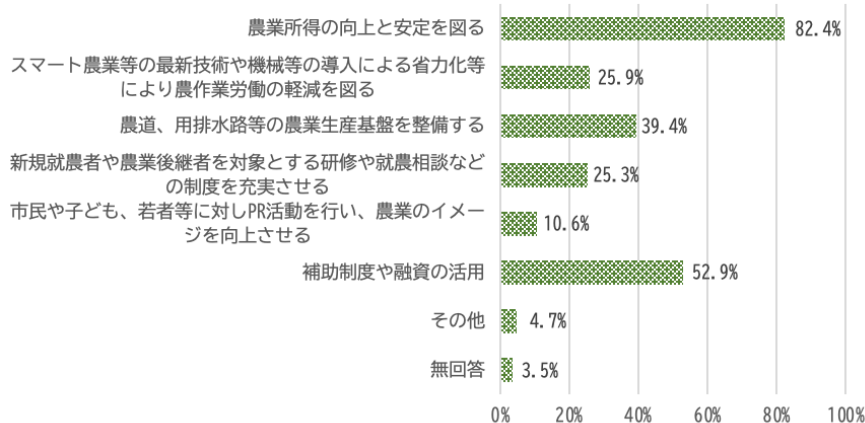
※今後の農業経営において、「拡大」または「現状維持」と回答した方（113名）が回答

(4) 新規就農者・農業後継者の育成に向けて必要なこと

最も重要視されているのは「農業所得の向上と安定を図る」ことで、回答者の約82%の方が答えており、これに続き「補助制度や融資の活用」が約53%、さらに、「農道、用排水路等の農業生産基盤を整備する」ことが約39%となり、3番目に重要な取組として認識されています。

農業の新たな担い手の確保と持続可能性には、経済的な安定性の確保と、それを支える制度や基盤整備が不可欠であることが分かります。

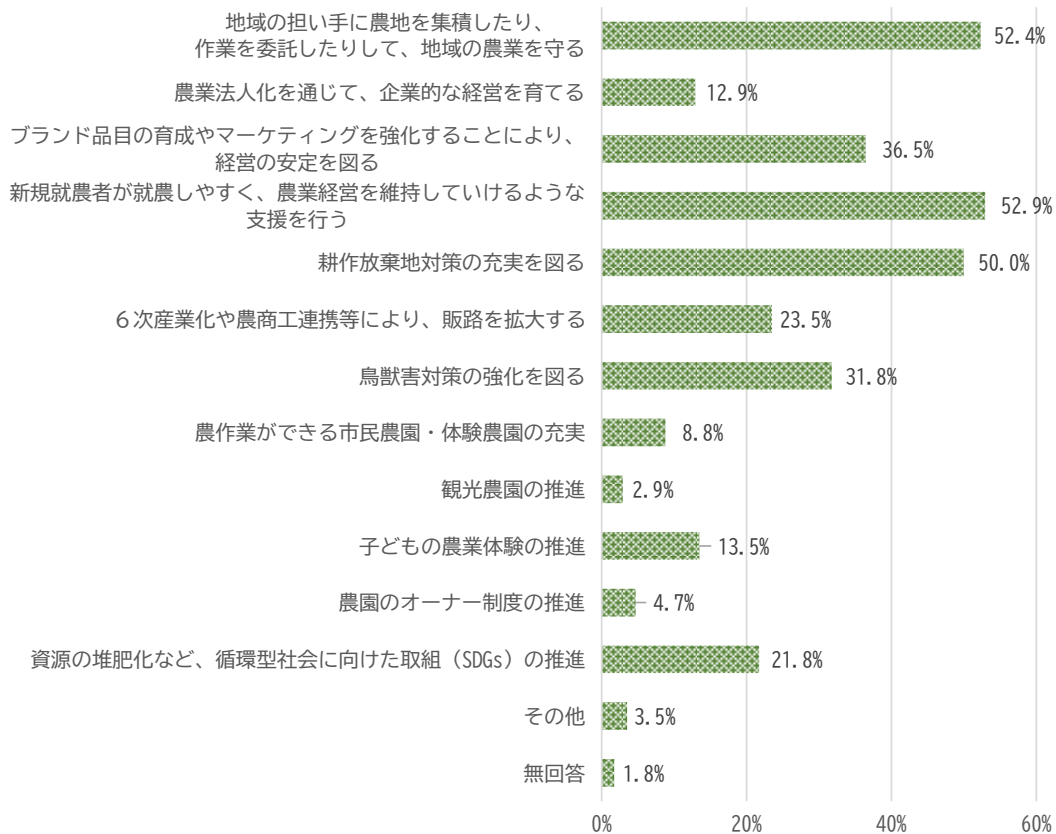
新規就農者・農業後継者の育成に向けて必要なこと



(5) 本市農業の今後の進むべき方向

本市の農業が今後進むべき方向性について、最も支持を集めたのは、新規就農者への支援策の充実で、全体の約53%がこれを支持しています。次に、地域の担い手への農地集積や作業委託を通じた地域農業の保護で、約52%の支持を集めました。さらに、耕作放棄地対策の強化も重要視されており、50%の支持を得ています。

本市の農業の進むべき方向



8 本市農業のまとめと課題
 (1) 本市農業の現状のまとめ

	プラス要因	マイナス要因
内部環境	<p>強み（魅力）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○徳島市は、肥沃な土壌と温暖な気候園芸作物を中心に多品目の農産物を生産し、京阪神への新鮮な食料供給地となる有数の農業都市 ○総農家数：2,524戸（令和2年） ○農業産出額：1,270千万円（令和2年） ○経営耕地面積：2,047ha(田1,278ha 畑647ha 樹園地122ha) ○ブランド化推進品目 いちご、えだまめ、おくら、カリフラワー、かんしょ（さつまいも）、きゅうり、こまつな、しいたけ、シロ、すだち、ツルムラサキ、トマト、なのはな、にんじん、ネギ、ブロッコリー、ほうれんそう、温州みかん、レンコン、洋ラン、ユリ ○京阪神市場への巨大マーケットに近い ○農福連携や農業の法人化や企業参入などが実施されている ○JA 徳島市などの作業委託やサポートサービスがある 	<p>弱み（問題点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○遊休農地の増加や農地の減少 ○農家戸数や農業従事者の減少 ○農家の高齢化 ○担い手不足 ○鳥獣被害の多発 ○水稻を中心に作業受託のニーズが高まっている ○市街化区域にある農地の細分化 ○農業用機械・設備の購入負担による離農 ○集落営農の高齢化、リーダー的な人の減少 ○農産物の販売（戦略）が下手 ○良い農産物のPRに力を入れる ○魅力ある産業に育成が必要 ○ほ場整備が不可欠 ○農薬の飛散等に対する市民の理解 ○農業と触れ合う機会の充実
	外部環境	<p>機会（よい動向）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民の食の安全・安心、健康、癒し等へ関心の高まり ○地産地消、農商工連携、農業参入など、他産業からの注目 ○学校給食や食育、産直市などの地産地消 ○観光農園、移住、オーナー制度 ○農業への関心層、関わりたい人の増加（市民菜園）女性や若者、高齢者、農福連携 ○スマート農業やデジタルテクノロジーの進展 ○本市「SDGs 未来都市」への選定 ○脱炭素、持続可能な社会づくり ○徳島市総合計画への位置づけ ○安心安全な農業生産の推進（GAP） ○食料・農業・農村基本法の改正 ○「徳島県みどりの食料システム戦略基本計画」の策定

※数値データについては、2020年農林業センサス「経営耕地の状況」

第4章 本市農業の目指すべき将来像

1 農業振興の基本的な考え方

本市農業の持続的な発展を実現するためには、「ひとづくり」「地域・基盤づくり」「ものづくり」「資金づくり」の4つの柱が重要と考えられます。

「ひとづくり」では、新規就農者など多様な担い手の確保と支援を行い、「地域・基盤づくり」では、美しい農業環境の保全と振興に取り組み、「ものづくり」では、とくしまブランド等の産地化を推進して高付加価値農業を目指します。「資金づくり」では、儲かる農業の育成・強化を図ります。

これら4つの柱が相互に連動することで、高付加価値農産物の販売による収益増加が担い手の増加につながり、農地の保全にも寄与するという好循環を生み出し、本市農業の活性化と持続可能で魅力ある地域農業の確立を目指します。

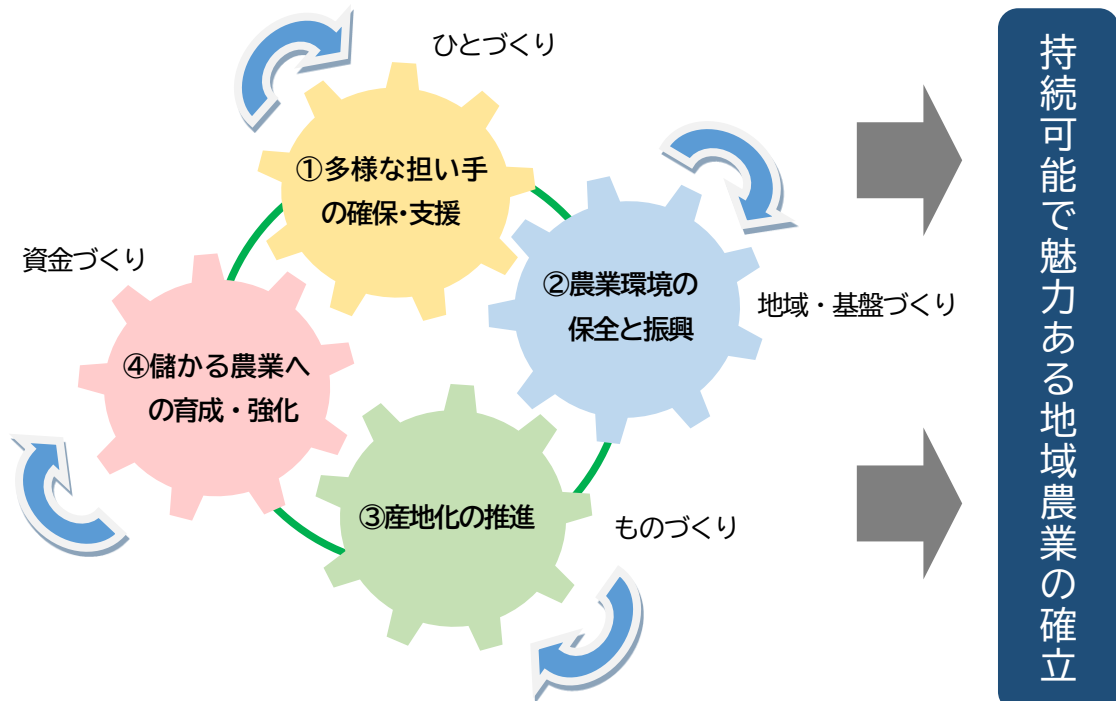
さらに、脱炭素社会の実現に向けた環境保全型農業の推進や、地産地消の促進、市民の食と農への理解醸成にも取り組みます。これらの施策を関係機関との連携や市民との協働を通じて積極的に推進していきます。

本市が目指す10年後の農業の姿として、次のとおり基本方針及び基本目標を掲げ、総合的かつ計画的に農業振興策を展開していきます。

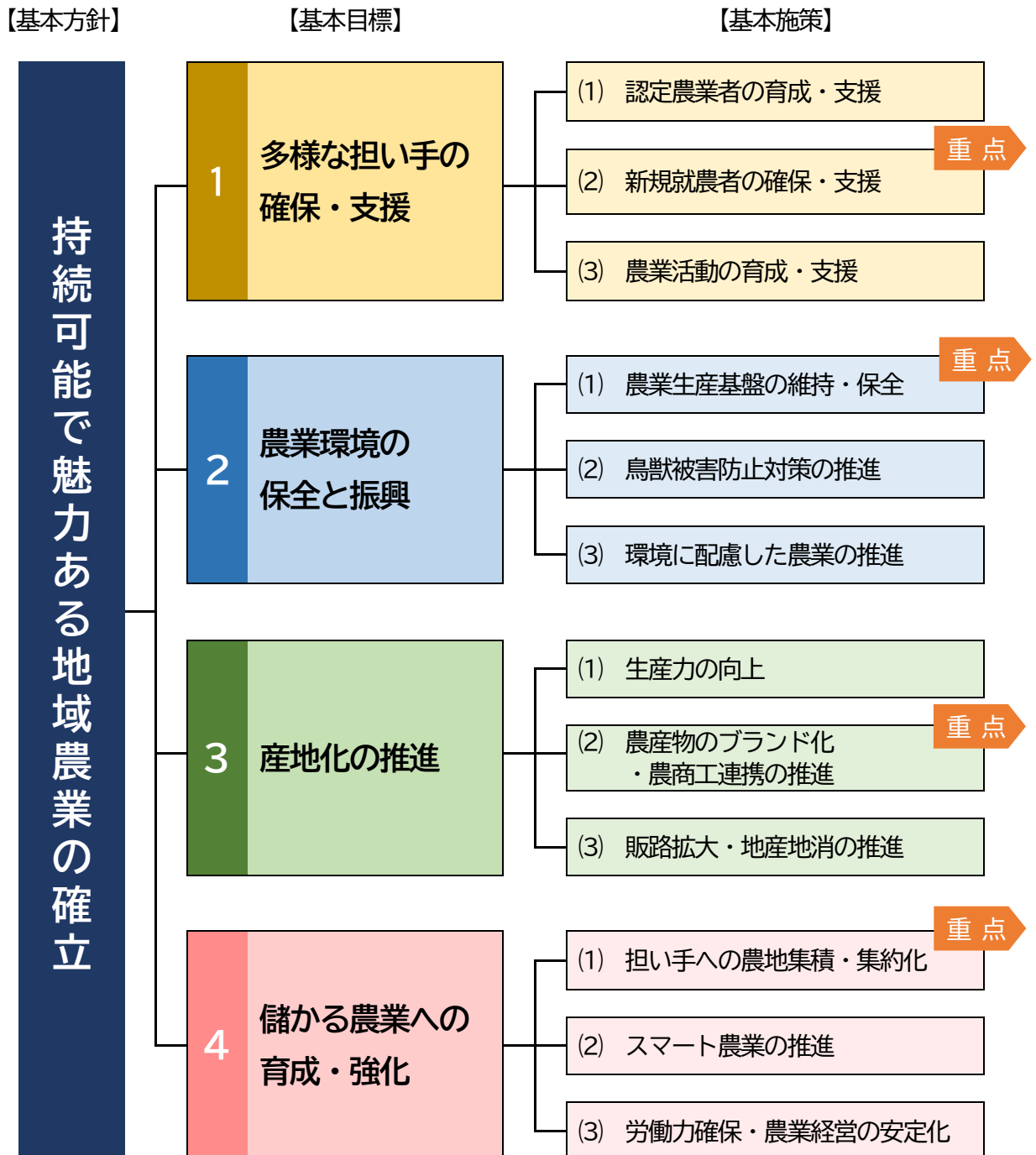
- (1) 基本方針
- (2) 基本目標

持続可能で魅力ある地域農業の確立

- ① 多様な担い手の確保・支援 (ひとづくり)
- ② 農業環境の保全と振興 (地域・基盤づくり)
- ③ 産地化の推進 (ものづくり)
- ④ 儲かる農業への育成・強化 (資金づくり)



2 施策体系



※基本施策の中から重点的に取り組む施策を設定しています。

第5章 基本目標を実現するための基本施策

1 多様な担い手の確保・支援



施策の展開方針

本市農業の課題として、農業就業者の高齢化と後継者不足の深刻化が挙げられることから、認定農業者を中心に、女性農業者、高齢者、集落営農組織、農業法人などの担い手に加え、農福連携や企業参入といった新たな形態の担い手も含めた幅広い支援が必要となります。特に、将来の農業を担う多様な担い手への支援と新規就農者の育成・定着に向けた取組を積極的に推進していきます。

数値目標

項目	現状 (R5)	目標 (R16)
認定農業者数 (経営体)	173	270
集落営農組織数 (団体)	1	5
法人形態の経営体数 (経営体)	35	45
うち認定農業者 (経営体)	28	37
家族経営協定の締結 (件)	60	100
認定新規就農者数 (累計 (経営体数))	101	141
認定新規就農者の定着度 (%)	98.2	100

- 効率的かつ安定的な農業経営の基本指標 (家族経営)
主たる従事者の目標所得と労働時間

区分	目標
目標年間所得	440万円
目標年間労働時間	おおむね2,000時間

出典：本市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」による

(1) 認定農業者の育成・支援

認定農業者は地域農業の重要な担い手として位置づけられています。「認定農業者制度」の普及啓発に努め、この制度による支援措置などのメリットを広く周知していくことにより、自身の経営発展に意欲的な農業者の育成と支援を積極的に推進し、既に認定を受けている農業者に対しても、きめ細かなフォローアップと支援の拡充を図ります。

また、認定新規就農者から認定農業者への円滑な移行を促進し、地域における担い手の確保と育成・支援を強化します。

さらに、地域計画の目標地図に認定農業者を明確に位置づけ、各種施策を集中的に実施することで、経営発展を後押しします。これらの取組を通じて、経営感覚に優れた農業経営体を育成し、地域農業の持続的な発展を目指します。

(2) 新規就農者の確保・支援 **重点**

農業者の高齢化と後継者不足により農業の担い手が減少しており、新規就農者の確保と支援が重要な課題となっています。本市では「新規就農者育成総合対策」制度を活用し、多くの方が農業に参入しています。

新規就農者が地域農業の中核として活躍し、地域の担い手として長期的に定着するためには、彼らが明確な経営ビジョンを持ち、責任感を持って農業に取り組める環境づくりのための更なる支援が求められています。

① 相談窓口や受け皿づくり

本市では、新規就農者の支援として、国の給付金制度の活用を促進するとともに、「徳島県新規就農相談センター」と連携し、情報提供や相談サービスを提供し、農業に興味を持つ方々の不安や疑問に丁寧に対応しています。

また、JA 徳島市や徳島農業支援センターと連携し、営農・経営・支援に関する相談をより効果的に行えるよう、フォローアップ体制を整備し継続的な改善を図ります。さらに、地域計画の協議の場を活用し、地域全体で新規就農者を支援する仕組みづくりに取り組み、「農業を担う者」が利用する農地の特定や集積について話し合い、地域ぐるみで新規就農者を育成する体制の構築を目指します。

② 新規就農者サポート支援

認定新規就農者を中心とした交流会を開催し、農業者間の横のつながりを促進します。また、県と連携して定期的に技術や経営に関する講習会を実施するとともに、先輩農業者との交流の機会を設けることで、新規農業者の経営力とスキルアップを図ります。

農地の確保については、農地中間管理機構を活用し、本市農業委員会と協力しながら、貸借・売買に関する情報の収集と提供、およびマッチングの支援を行います。さ

らに、就農に必要な資金面でのサポートとして、各種資金制度の情報提供や支援措置の紹介に努めます。

新規就農者が自立した経営を行うための青年等就農計画の策定にあたっては、JA 徳島市および徳島農業支援センター等と連携し、きめ細かな支援を提供します。

(3) 農業活動の育成・支援

① 集落営農組織等の育成・支援

集落営農とは、地域内の農業者が協力して農作業の一部または全部を共同で行う仕組みです。この方式は全国の水稲単作地域で広く採用されていますが、本市ではまだ十分に組織化が進んでいない状況です。農業従事者の高齢化が深刻化する中、集落全体で労働力を確保し、機械を効率的に利用することは、労働力不足に対応するために不可欠となっています。

そこで、地域の特色を活かした集落営農組織の形成を推進していくために、県と協力しながら、参加農家の役割や運営に関する相談、情報交換の場の提供、組織立ち上げ時の支援などを行います。

さらに、農地中間管理機構を活用した支援措置や、地域計画の協議の場を通じて効果的な農地の貸借を進めることで、集落営農の組織化を後押ししていきます。

② JA等との連携

本市は、地域の農業振興と市民サービスの向上を目指し、令和5年12月、JA 徳島市と連携協定を締結し、両者の資源を効果的に活用する取組を開始しました。

協定書に示す連携事項	主な連携事業
(1) 農業振興に関する事	・ 就農希望者への情報提供 ・ スマート農業支援 ・ 農業発展に関する協力
(2) 農福連携に関する事	・ 高齢者の就労支援 ・ 障害者の就労支援
(3) 食育活動に関する事	・ 食育活動への協賛・協力
(4) 健康づくりの推進に関する事	・ 健康づくりの推進

○ 食育活動の支援

この協定に基づき、取組の一環として、地域の小学生に対する教育プログラムを実施しています。JA 徳島市の協力により小学校などに出前授業を行い、地元で生産される農作物を題材に、生産者の思いや努力を学ぶことで、児童たちの地域への愛着を深めるとともに、農業の活性化と次世代育成を進めています。



小学校への出前授業の様子

③ 法人化の推進

農業経営の法人化や有限責任事業組合の設立は、安定した雇用を確保するために非常に効果的な手段であり、意欲的な農業者を支援する取組として、関係機関と連携し、相談や助言、指導を行います。

さらに、企業の農業参入も進んでおり、建設業や食品関連産業の企業が持つ機械や設備、ノウハウが活用されています。本市では、これらの企業の知識や技術を農業の活性化に役立てるため、「地域共存型」の農業参入を積極的に支援していきます。

④ 女性農業者等への活動支援

女性農業者は農業就業者の約45%を占めており、本市の農業を支える重要な役割を果たしています。彼女たちの活躍の場を広げるため、農産物加工品の製造や6次産業化、起業支援に取り組むことが求められています。また、高齢農業者が持つ経験や技術を次世代に伝えることで、女性が生き甲斐を持って活躍できる環境づくりを進めていきます。

○ 女性農業者の活躍の場の拡大や起業

本市では、女性農業者が農業経営や地域社会において積極的に活動できる環境を整えるため、集落や地域レベルでの取組を進めています。女性の認定農業者が活躍し、家族経営協定の締結やJA役員、農業委員への女性登用が進むことで、男女共同参画社会の実現に向けた意識改革が促進されます。

また、女性農業者グループは、農産物の直売所を開設したり、加工品の製造・販売を行ったりすることで起業活動を展開し、地域経済の活性化にも寄与しており、今後は、直売所などの経営強化を図るために、農産物の品揃えを充実させたり、新たな加工製品を開発したりする取組に対して積極的な支援を行い、6次産業化への取組につなげていきます。

○ 定年帰農者等の育成

定年退職後に農業を始める人が増加している中、意欲的に農業に取り組む定年帰農者の活躍の場の創出に取り組んでいきます。県や JA 徳島市と連携し、就農に必要な生産技術や資金制度に関する研修や指導を支援し、安全な作業環境と健全な農業経営を実現できるよう、適切な就農指導を行っていきます。

○ 農業を通じた社会活動への取組

高齢の農業者が持つ経験や技術、知恵を活かすことで、伝統文化の継承や市民、子どもたちへの農業体験の指導や、新規就農者に対しての勉強会での技術指導などにより成長を支援していきます。

⑤ 農福連携の推進

農福連携は、障害者が農業分野で活躍することを通じて、自信や生きがいを持ち、社会に参加するための取組です。農業雇用の労働力を確保するためには、ハローワークやシルバー人材センター、民間職業派遣会社、外国人技能実習制度などの活用を進めるとともに、福祉や食農教育と連携した NPO や営農ボランティアを活用し、収穫作業の負担を軽減する取組などについても検討していきます。

2 農業環境の保全と振興



施策の展開方針

本市は、温暖な気候と恵まれた自然環境を活かした農業振興と県都としての特性も併せ持っています。市内周辺部の地域では多様な動植物や美しい田園風景など、貴重な地域資源が存在しています。これらの資源は日常の農業生産活動や生活を通じて維持管理されており、その保全と活用を通じて美しく住みよいまちづくりを推進します。

同時に、遊休農地や耕作放棄地の実態把握と解消に取り組むとともに、市街地における農業支援を通じて、都市部にやすらぎの空間の確保に取り組みます。また、近年増加傾向にある鳥獣による農作物被害に対しても、効果的な防止対策を推進していきます。

また、農業とのふれあいの機会創出、生産性と収益性の維持・向上、農産物の安全性確保を進めながら、環境負荷の低減と農業本来の自然循環機能の維持増進を図ります。

数値目標

項目	現状 (R5)	目標 (R16)
遊休農地面積 (ha)	51.4	30.0
環境保全型農業直接支払交付金で有機農業に取り組んでいる農業者数 (人)	6	10
市民農園の目標 (区画数)	10カ所 426	14カ所 750
鳥獣被害対策 (被害防止のため、柵の設置等に取り組む集落数) (集落)	54	87
エコファーマー (累計 (経営体数))	31	35

(1) 農業生産基盤の維持・保全 重点

① 農村の生産基盤の整備

農業の生産基盤であるほ場や農道、用排水施設、さらには生活基盤としての生活施設や生活排水施設の整備を行う際には、農業や農村が持つ多面的な機能を保全しつつ、総合的に推進することが必要と考えられます。魚や虫などの動植物が生息する用水路や、市民が親しめる親水空間の保全に配慮した環境に優しい整備の推進に努めます。

○ 市街地農業の支援

本市では、市街地においても多くの優良農地が存在し、産地形成や農地の保全が進められています。これらの農地は、都市にとって重要な緑地を提供するだけでなく、新鮮な野菜を供給し、農業と触れ合う機会や心のやすらぎをもたらすなど、様々な機能を果たしています。

しかし、国や県の支援策は主に農業振興地域を対象としているため、市街地の農業者はその恩恵を受けることが難しく、さらに税制面での負担も大きくなっています。今後は、市街地においても意欲的に農業を続ける農業者に対する支援に取り組み、市街地農業の振興を目指していきます。

○ 農業とのふれあい

都市に住む人々にとって、これまで農産物は単なる消費対象として捉えられていました。しかし、食の安全が重要視されるようになった今、自ら農産物を作ることに喜びを見出す人が増加しています。また、市民の間では農業や農村が持つ「ゆとり」や「やすらぎ」に対する共感も高まっています。

このような多様なニーズや期待に応えるため、食料生産やその多面的な機能に関する知識を広め、体験学習を通じて農業への理解を深める取組を推進します。

○ 市民農園の開設支援

現在本市で把握している、市民農園と農業体験農園の開設状況については、特定農地貸付方式による市民農園が1箇所、農園利用方式による農業体験農園が9箇所の合計10箇所となっており、そのうち市街化区域内には3箇所の農業体験農園があります。

市民農園は、余暇利用や食の安全・安心の確保、健康維持など、様々な目的を持つ利用希望者が増加しています。今後は市、JA 徳島市、開設希望者、土地所有者との連携を密にし、需要に応じた菜園の開設を支援していきます。また、栽培から収穫までを学べる体験型市民農園を通じて、コミュニティづくりや食農教育の支援も行っていきます。



丈六団地ファミリー菜園



論田さわやか農園

<市民菜園>

名 称	所在地	面 積 (㎡)	区 画 数 1区画の面積
丈六団地ファミリー菜園	丈六町八斗代 23-1	2,500	46 区画 48㎡
日開ふれあい菜園1	国府町日開字南 108-1	2,700	110 区画 15㎡
日開ふれあい菜園2		500	10 区画 25㎡・55㎡
論田さわやか農園	論田町本浦中 73-1	1,000	34 区画 26㎡
名東けんこう農園	名東町2丁目 622	1,500	45 区画 10~30㎡
しらさぎ菜園1	下町本丁 12-1	1,500	60 区画 20~40㎡
しらさぎ菜園2	下町南丁 30-1	520	7 区画 20~40㎡
ベジタブルランド府中	国府町府中字尼木 424-1	1,180	39 区画 20㎡
雑賀市民菜園	雑賀町西開 9-2	1,980	39 区画 30㎡~50㎡
田宮ふれあい農園	北田宮4丁目824-1	1,736	36 区画 32㎡~63㎡

○ 農業体験・学習等の支援

農業体験や学習の支援について、多くの人々は農業や農村の体験、自然とのふれあい、さらには農村文化に触れることに対して非常に肯定的な評価を示しており、また体験型交流は、楽しく有意義であると広く認識されています。

そのため、本市においても子どもから大人までを対象にした農業や農村の体験、見学などの取組を積極的に支援していきます。

② 耕作放棄地の発生防止と有効利用

本市では、農業経営体の約半数が 70 代以上の高齢者で構成されている状況で、今後ますます農業従事者の高齢化が進むことが予想されます。特に農地の形状など生産条件が不利な地域では、耕作放棄地の増加が懸念されています。

この課題については、地域計画を策定し、農地の集約化を進めるとともに、関係機関との連携を強化することにより、その発生防止に向けた組織的な取組を推進していきます。

○ 多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払制度の活用

農村地域には、地域住民が共同で利用する道路や水路、景観などの資源があり、これらの資源は地元の人々によって保全・管理されており、地域共同活動も増加しています。また、中山間地域では、直接支払事業を活用して農地やその周辺環境の維持活動が行われています。

今後も、国の交付金制度を積極的に活用し、集落内の農業者やその他の住民を含む活動組織への支援を行い、多面的機能の維持と増進を図っていきます。

○ 遊休農地の発生防止

本市では、農業委員会の農業委員や農地利用最適化推進委員が実施する農地パトロールに、農林水産課も参加しています。この活動では、管内の遊休農地を把握し、その所有者に対して意向調査を行います。調査結果を基に、遊休農地の解消支援やその発生防止に努めていきます。

また、農地中間管理機構を活用し、関連する支援制度を広く周知するとともに、農業委員会との連携を強化し、離農や規模縮小を考えている農家から、規模拡大や新規参入を目指す農家への農地貸付を促進することで、農地の有効利用を図ります。

○ 耕作放棄地の解消

既に耕作が行われていない農地に対して、国や県の農地中間管理機構を活用した対策事業により、担い手による耕作放棄地の再生支援作業にかかる経費や土壤改良に関する支援を行います。また、本市では大型草刈機（フレールモア）や刈払機を JA 徳島市アグリサポートセンターに貸し出しており、これらの機器の活用をさらに推進していきます。

③ 激甚化する災害への対策

近年、地球温暖化や大規模な自然災害の頻発により、風水害などへの対策が求められています。本市は沿岸部に位置しており、南海トラフ大地震が発生した場合、西部地域を除くほとんどの優良農地が浸水の影響を受けると予測されています。この浸水被害に加え、ガレキや土砂の流入、さらには塩害も懸念されており、農業の再開に向けた具体的な対策が必要です。そのため、徳島県では「徳島県農業版業務継続計画（BCP）」が策定されています。

この計画は、東南海・南海地震に備えた日常的な準備を促進するだけでなく、万一の災害発生時には、県農業版 BCP に基づいて「徳島・鳴門地域農地津波・塩害等対策協議会」が中心となり、県や農業関係団体と連携して迅速な復旧と円滑な営農再開を目指します。

(2) 鳥獣被害防止対策の推進

① 有害鳥獣・特定外来生物等による被害防止対策

近年、イノシシなどの鳥獣による被害が増加し、これらの被害は農作物だけでなく、市街地での出没も増えており、効果的な対策が求められている中、侵入防止柵の設置や地域での取組が重要となっています。

今後も、猟友会などと連携し、関係法令に基づいた計画的な個体数調整に努めていきます。また、国の事業を活用して防護柵の設置支援や捕獲用機材の導入支援を行うなど、被害防止を図ります。

さらに、高齢化や担い手不足が進む中で、狩猟者の後継者育成についても、現行の狩猟免許取得補助などの支援を継続・拡充し、狩猟者を確保することで捕獲体制の安定化を目指します。

② 家畜防疫体制と危機管理体制の確立

豚熱や鳥インフルエンザといった家畜や家きんの疾病が本市で発生した際に、迅速かつ適切に対応するためには、関係機関との緊密な連携が不可欠であり、情報共有などを通じて各機関の役割を明確にし、効果的な対策を整備していく必要があります。

今後も、疾病の発生を未然に防ぐための予防策の強化や、早期発見の体制を徹底し、危機管理体制の強化に取り組み、万一の事態に備えた準備を進めていきます。

(3) 環境に配慮した農業の推進

① 持続的農業の推進

持続可能な農業の実現を目指すためには、化学肥料や農薬の過剰使用による環境への負荷を軽減することが必要であり、県や JA 徳島市などの関係機関と連携し、土づくりを基本とした農業を推進し、防虫ネットや農薬の適切な利用、耕種的および化学的栽培技術を組み合わせることで、環境負荷を低減し、持続性の高い農業を推進していきます。

○ 有機農業等の推進

化学的に合成された肥料や農薬を使用せず、遺伝子組換え技術も利用しないことを基本として、環境保全型農業の一手法として有機農業を推進することで、環境に与える負荷を可能な限り低減することを目指します。

その推進にあたっては、国の環境保全型農業直接支払交付金を活用しながら、緑肥の作付や堆肥の施用など、水田の生態系の質的向上につながる営農活動の導入を支援していきます。

○ 農薬の適正な使用

農薬の適正な使用は、環境や人々の健康を守るために不可欠であり、関連する法令において、安全使用基準や使用者の責任が明確に定められています。これに基づき、関係機関と連携しながら、農業者に対してこれらの基準や自己責任の重要性を広く周知していきます。

○ エコファーマー制度の推進

エコファーマー制度は、みどりの食料システム法に基づき、持続可能な農業を実現するための重要な取組であり、農業者が土づくりと化学肥料・化学農薬の使用を一体的に改善し、化学肥料や化学農薬の使用量を 20%以上低減することを目指しています。認定を受けた農業者は、計画に記載された作物の販売時に特別なロゴマークを使用できるため、消費者に対してその取組をアピールすることができます。



この制度は、持続性の高い農業生産方式を促進し、環境への負荷を低減することを目的として、土づくりと化学資材の低減を同時に進めることで、農業者は生産効率を向上させるとともに、より安全で健康的な食料供給に寄与することが可能になることから、今後もさらなる普及と発展に取り組めます。

○ 生産情報開示への取組みと農産物認証制度の活用

安全で高品質な農産物を生産し、消費者や流通関係者からの信頼を得るために重要な取組として、産地の生産流通情報を提供するための生産情報公表や、農業生産工程管理（GAP）の導入があります。この制度を通じて、生産者は自らの生産過程を透明化し、消費者との信頼関係を築くことが期待され、認証を受けることで、より多くの消費者に対して自信を持って自らの農産物を提供できるようになります。

本市においては、このような取組については、「とくしま安²GAP」などの国や県の認証制度を積極的に活用することで推進していきます。

とくしま安²農産物認定制度

徳島県が独自に導入した GAP（農業生産工程管理）に基づく制度です。この制度は、食品の安全性、環境保全、労働安全などに配慮した優れた農業生産体制を認定し、その結果として認定された農産物には「認定マーク」が表示されます。これにより、消費者に対して安全で安心な農産物であることを明確に伝えることができます。



② 農産物残渣・家畜糞尿の適切な管理と再利用

農村地域の混住化が進む中で、農産物残渣や家畜糞尿に起因する悪臭や害虫の問題に対する苦情も増加傾向にあることから、農業者の環境意識を高めるための啓発活動や、堆肥化施設の整備を通じて、適切な管理を推進していく必要があります。

さらに、土づくりに役立つ良質な堆肥の施用を推進した耕畜連携も重要であり、農産物残渣についても、堆肥などの活用方法やその有効性を関係機関と連携し、研究を進めながら利用促進を図っていきます。

③ 再生可能エネルギーを活用した農林業の健全な発展

本市には、太陽光、太陽熱、地中熱、生物資源（バイオマス）など、多様な再生可能エネルギー資源が豊富に存在しています。これらのエネルギーは自然の活動によって絶えず再生・供給されるため、枯渇する化石燃料とは異なり、環境に優しく、地球温暖化防止にも寄与する重要な資源として注目されています。

太陽光やバイオマスなどの資源を利用する際には、本市の関係部署とも連携し、荒廃した農地を有効に活用することを検討していきます。

3 産地化の推進



施策の展開方針

本市における多様な農産物の生産と複合経営という特性を活かし、農業者の所得向上を目指し、土づくりを基盤とした生産力の向上、農産物の産地化やブランド化、販路拡大、さらには6次産業化に向けた取組を推進します。

また、生産者と消費者の交流の場を積極的に設けることで、農業の多様な役割について市民の理解と支援を得ていくため、農業者と消費者との「顔が見える」関係づくりも進め、農産物の直売所や観光資源との連携を推進していきます。

数値目標

項 目	現状 (R5)	目標 (R16)
地域団体商標 (登録数)	2	4
「ブランド化推進品目」輸出 (品目数)	1	10
6次産業化・農商工連携での商品開発支援 (累計 (件数))	5	15
とくしまIPPIN店 (店舗数)	151	200
農産物直売所の数 (カ所)	7	8

(1) 生産力の向上

果樹、野菜、花きなどの園芸作物は、他の農産物と比較して高い収益性を持ち、生産者の経営安定化と所得向上に大きく貢献します。しかしながら、近年の気候変動の影響により作柄の不安定さが増しており、産地に新たな課題をもたらしています。

このような状況のもと、既存の園芸産地の維持・強化と新たな産地の育成を進めることで、園芸作物全体の生産力向上を目指します。

○ 土づくりの重要性

園芸作物の生産力向上を実現するためには、土づくりは重要な要素であり、有機物の投入による土壌の物理性改善、pH調整、適切な排水対策などを通じて、園芸作物の生育に適した土壌環境を整えるとともに、輪作体系の導入や緑肥作物の活用などを支援し、土壌の健全性と生産力の向上に取り組みます。

- 有機農業等の推進 (再掲)
- エコファーマー制度の推進 (再掲)

(2) 農産物のブランド化・農商工連携の推進 **重点**

① 農産物ブランドのPR

販売戦略としては、ブランド化を進める品目を中心に、関係機関との協力や観光事業との連携を通じて、消費者への情報発信を行います。特に、京阪神地域や首都圏におけるPR活動に加え、令和7年の大阪・関西万博などのイベントに合わせた新たな需要の掘り起こしや供給力の確保にも注力していきます。

また、「阿波牛」や「とくしま三つ星ビーフ」などの畜産物についても、普及を進め、本市の食材の魅力を最大限に引き出すことを目指し、地域の特産品が持つ価値を消費者に伝え、ブランド化を通じて収益向上や地域活性化につなげていきます。

農産物のブランド化には、競合商品との差別化や品質の向上、知名度の獲得が不可欠です。この場合に消費者が求めるのは、価格よりも品質であり、具体的な特徴を打ち出し、高品質な農産物を提供することで消費者に選ばれる商品へと成長できるように取組を進めていきます。

また、高品質な農作物を安定的に提供するためには、高精度な選果機の導入も効果的であり、光センサー選果機は糖度や酸度など内部品質を数値化し、不良品を効率的に排除することができ、常に美味しい農作物を消費者に届けることができ、ブランドイメージ向上にも寄与するため、機器導入の支援などにも取り組んでいきます。

本市のブランド化推進品目

いちご	えだまめ	おくら	カリフラワー	かんしょ(さつまいも)	きゅうり
こまつな	シソ	ツルムラサキ	トマト	なのはな	にんじん
ネギ	ブロッコリー	ほうれんそう	レンコン	温州みかん	すだち
洋ラン	ユリ	しいたけ			

○ JA 徳島市管内で商標登録されている特産品



かんしょ「甘姫」



えだまめ「あわつちやまめ」



ネギ「渭東ねぎ」



カリフラワー「華てまり」
※川内地区のみ



いちご「さくらももいちご」
※佐那河内のみ

② 農商工連携・6次産業化への取組

近年、農業所得の向上を目指す取組として、農業者が単に農産物を生産するだけでなく、その価値を高めるために加工、流通、販売を一体的に行う「6次産業化」が注目されています。このプロセスでは、農業者が他の2次産業や3次産業の事業者と連携し、新たな製品を創出することが重要であることから、農産物の有効活用や高付加価値農業の実現に向けて、関係機関と協力しながら、農商工連携や6次産業化の支援を推進していきます。

○ 農商工連携・6次産業化への支援

高付加価値な地場農産物の取組を推進するため、国や県の制度を活用して異業種との連携による商品開発に係る経費の一部を支援しています。この支援を通じて開発された商品に関する情報を発信し、農商工連携や6次産業化の取組の認知度向上を図るとともに、新規参入者への支援も行っています。

さらに、加工や流通に関する知識や技術を習得するための研修機会を関係機関と連携して創出し、広く周知していくことも重要であるため、商工業者との協力を深め、消費者のニーズに応じた加工品の開発を支援していきます。

○ 異業種と連携した商品開発（一例）



令和5年度実績
苺シェイクの素(有限会社西岡産業)

令和3年度実績 きくらげの三杯酢パック
令和2年度実績 めがみ米グラノーラ
令和元年度実績 おさっち等



令和4年度実績
ほうれん草パウダー等
(社会福祉法人徳島県社会福祉事業団)

③ 生産者と消費者の交流促進

良質な食料が合理的な価格で安定的に供給されることや、その多面的な機能に対する期待と関心が高まっていることから、生産者と消費者が信頼し合える交流の場を作るための取組を推進していきます。

○ 農業と観光資源等の連携

新鮮な多品目の農産物や、豊かな自然や多様な伝統文化を地域の共有資源として位置付け、観光資源と地域のお産業との連携を促進し、食文化の発展や都市との交流を深め、海外からの旅行者を対象としたインバウンドやツーリズム、農泊などの推進にも力を入れ、農業と観光の相互作用を強化していきます。

○ 産直市や直売所等の推進

徳島県最大級の産直市「とくしまマルシェ」は、平成22年12月に初めて開催され、毎月最終日曜日に新町川沿いのボードウォーク周辺で開催されています。このイベントでは、約80本のパラソルが並び、地元の生産者が自慢の逸品を対面販売しており、観光客を誘致する重要な交流の場にもなっています。

とくしまマルシェでは、生産者と消費者が直接会話しながら商品を選ぶことができ、安心して購入できる環境が整っています。また、地元の新鮮な食材や特産品が揃い、訪れる人々にとっては新たなお気に入りを見つける楽しみもあります。さらに、市内には7ヶ所の直売所や県内各地の公共施設などを会場として開催される「夕暮れマーケット」といったイベントもあり、これらは地域農業の魅力を発信するための重要な取組です。

このような販売イベントの推進は、単なる販売の場ではなく、生産者のこだわりや思いを伝える場としても機能しており、地域全体の活性化に寄与しています。



(3) 販路拡大・地産地消の推進

① 特産物の振興

本市は、多くの特産品が生産されているにも関わらず、その認知度はまだまだ低い状況です。すだちについては、徳島県特有の香酸かんきつとして広く知られており、生産技術の向上と消費 PR 活動を通じて、その地位を高めています。最近では、すだちが「徳島すだち」として地理的表示 (GI) に登録され、県内での知名度が向上しています。この登録は、徳島県内で2例目となるもので、特産品の品質や評価が生産地に結びついていることを証明し、知的財産として保護されることを意味します。その結果、徳島県内の農産物のブランド力が向上し、消費者の認知度を全国的に高めることが期待されています。

また、しいたけやブロッコリー、かんしょ（さつまいも）などの他の特産物についても、その地位を確保し安定供給を図るために、観光イベントと連携し地域の特産物の認知度を向上させるための PR 活動も積極的に行っています。これらの取組を通じて、本市の地元特産品の魅力を広め、地域経済の活性化にも取り組んでいきます。



徳島すだち



ブロッコリー



かんしょ (さつまいも)



しいたけ



渭東ねぎ



レンコン



観光 PR の様子

○ 農産物輸出の取組

日本食やその食材への需要が高まっている背景には、海外での日本食ブームがあると考えられます。このため、本市の農産物を輸出し、海外での販路を開拓するために、関係機関と連携し、市場調査や品目の選定に取り組んでいきます。

② 地産地消の推進

地元で生産された新鮮で安全な農産物を地域内で消費することは、地域の農業を活性化させるだけでなく、生産者と消費者の距離を縮め、顔が見える関係を築くことにも寄与し、その結果、安全で安心な食生活を実現することから、これまで以上に地産地消の取組を強化していく必要があります。

○ 農産物直売施設の充実

近年、農産物直売所は新鮮さ、安全性、そして手頃な価格を強みとして、多くの人々に支持されています。市内では、JA 徳島市や女性グループを中心に様々な場所で直売所が設けられており、それぞれの地域に特有の規模や販売品目が見られます。こうした地域の個性をさらに活かした運営を進めるため、市民への販売品目に関する情報発信や、飲食店との連携など、適切な支援を行っていきます。

○ 学校・病院・介護食等への地元産食材の利用促進

地元産の農産物を学校給食に積極的に取り入れることで、安定した供給を実現し、高い利用率を維持することを目指します。さらに、地域の農業を支え、地元食材の活用を一層推進するために、病院や福祉施設での利用促進を図るなど規格外品などの地元産の農産物の販路拡大について検討を進めます。

○ 料理等を通じた地元農産物の消費拡大

本市では地元農産物を活用したメニューを提供する店舗を「とくしま IPPIN 店」として認定しています。これにより、消費者に対して地元の食材を使った料理の情報を、本市の公式ホームページや SNS を通じて積極的に発信しています。また、徳島市公式観光サイト「Fun!Fun!とくしま」のインスタグラムにて、消費者への情報提供をし、ホームページ等で「とくしま IPPIN 店ガイド（電子版）」を紹介しています。

今後は、とくしま IPPIN 店の拡大を目指すとともに、消費者が地元農産物をより手に入れやすくするため、直売所などの情報提供も強化していくことで、地元農産物の消費促進に努めます。



4 儲かる農業への育成・強化



施策の展開方針

農業を取り巻く環境が厳しさを増し、農業者の高齢化と農地面積の減少が加速する現状を踏まえ「儲かる農業」の実現に向け、農業経営の安定化と経済力の強化を図ることで、後継者や新規就農者の増加を目指します。

地域計画の策定や農地中間管理機構の活用を通じて、担い手への農地の集積・集約を推進し、また労働力の確保と農作業の効率化を実現するため、スマート農業技術の導入や農業支援サービスの有効活用を進めていきます。

数値目標

項目	現状 (R5)	目標 (R16)
農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積面積 (ha)	(利用権を含む) 249.7	455.7
農産物等販売金額 (JA 徳島市出荷分) (億円)	79	80
スマート農業機器貸出件数 (件)	4	20

(1) 担い手への農地集積・集約化 重点

① 地域計画の推進

農業経営基盤強化促進法等の改正法が令和5年4月1日に施行され、市街化区域等を除く地域において、将来の農地利用のあるべき姿を明確化する地域計画の策定が義務化されました。この計画では、将来の農地利用者や農地の取りまとめ方、さらには地域農業の維持・発展の方策を定めることが求められています。

本市では、15地区で関係者との話し合いを通じて地域計画を策定し、令和7年3月までに計画を完成させ、その実現に向けて取り組んでいきます。

地域内外から幅広く農地の受け手を確保しつつ、県や農地中間管理機構、土地改良区、農業委員会などの関係機関と連携を図りながら農地の集約化を進め、担い手への農地集積を促進していきます。

② 農地中間管理機構の活用

国は平成26年に、農地集積を目的とする農地中間管理機構を各都道府県に1つずつ整備し、担い手不足対策や高収益の大規模農家の育成に取り組んでいます。

令和7年4月からは法改正により、従来の相対での農地貸借における利用権設定が

終了します。今後の農地の貸借は、農地法第3条に基づくか、または農地中間管理機構を介して行われることとなります。

本市においても、この制度を活用し、規模拡大を目指す担い手農家への農地集積を推進しています。さらに、本市には小規模零細な農家が多く存在することから、担い手同士の農地の交換分合や分散錯圃の解消など、本市の農業事情に適した方法で農地の集約に努め、農地中間管理機構の効果的な活用を図ります。

③ 農業委員会との連携強化

農業の持続的発展を目指す上では、農業委員会との連携強化が不可欠であり、近年の制度改正を受け、農業委員および農地利用最適化推進委員との協力関係をさらに深めることが求められています。特に、農地の集約化などの対策に重点を置く必要があります。

この取組を効果的に進めるため、各地域の農地について、一筆ごとの形状、利用状況、貸借情報などをデータベース化した農業委員会サポートシステムの活用が重要であることから、このシステムの活用により、農地の流動化や利用調整を効率的に進めていきます。

(2) スマート農業の推進

① スマート農業の普及啓発

近年、農業分野においても技術革新が進み、スマート農業という新しい概念が注目を集めています。スマート農業とは、ドローンを使用した農薬散布、人工知能（AI）を活用した生育診断システム、自動運転トラクターなど、ICTやロボット技術を活用して、農作業の効率化や生産性の向上を図る先進的な農業のことを指します。

本市においても、スマート農業の推進と普及啓発に積極的に取り組むことで効率的かつ安定的な農業経営を実現するために必要な新技術や省力化技術の導入・普及を支援します。

この取組を進めるにあたっては、国や県が提供する様々な支援策や補助金制度を積極的に活用し、地域の農業関係機関、研究機関、そして先進的な農業者との連携を強化し、情報交換や技術指導の場を設けることで、スマート農業の普及を支援していきます。

さらに、農業者向けのセミナーや実演会を定期的で開催し、スマート農業技術の具体的な活用方法や導入事例を紹介し、農業者の方々がスマート農業に対する理解を深め、自身の農業経営に取り入れやすい環境を整えていきます。

② スマート農業の導入支援

スマート農業は、最先端技術を活用し、人工知能(AI)、モノのインターネット(IoT)、そしてロボット技術といった先進的なテクノロジーを農業分野に導入することで、従来の農業手法を大きく変革し、効率化と生産性向上を目指すアプローチです。

このような新技術の導入には、地域ごとに課題や環境条件が異なることを認識し、それぞれの地域の実情に即した支援策を講じることが重要であることから、各地域の農業関係者と緊密に連携し、農業者のニーズを丁寧に把握しながら、適切な支援を提供していきます。

また、スマート農業に関する最新の情報や成功事例を積極的に収集、分析し、より効果的な支援策の提案に繋げていきます。

さらに、農業関連の研究機関や民間企業など様々な関係機関との連携を強化し、スマート農業技術の普及を加速させ、より多くの農業従事者がこれらの新技術のメリットを享受できるよう努めていきます。

○スマート農業機器（一例）



一輪車電動化キット



アシストスーツ



ハウス環境モニタリングシステム

(3) 労働力確保・農業経営の安定化

① 水田活用の推進

本市は、将来の水田農業の方向性と推進施策を定めた「徳島市水田収益力強化ビジョン」の実現に向けて、「経営所得安定対策事業」などの施策を活用し、需要に応じた米づくりを推進するとともに、戦略作物の生産を通じて産地育成を図ることにより、水田の有効活用を進め、食料自給力と自給率の向上を目指しています。

また、兼業農家では稲作が中心となることが多いため、前述の事業を活用して飼料用米などの新規需要米の生産を推進し、地域の実情や個々の農家の状況に応じた経営安定化対策を進めていきます。

② 農業資金の活用

農業の発展と持続可能性を確保するために、認定農業者や認定新規就農者などの意欲ある農業従事者に対し、農業経営基盤強化資金や青年等就農資金といった、資金調達に必要な情報を収集し、これらの情報を分かりやすく提供して、必要な資金を適切なタイミングで調達し、経営の安定化や規模拡大、新技術の導入などが実現できるようサポートを行っていきます。

③ 営農・経営支援体制の強化

農業を取り巻く環境が変化する中、農業者の方々が直面する課題も多様化しています。そこで、徳島農業支援センター、農業委員会、そして地域に根ざした農事実行組合との緊密な連携を図り、営農および経営に関する支援体制の強化の取組を進めていきます。

新規就農に関する助言、経営改善のための指導、最新の農業技術の情報提供など、幅広いニーズに対応できるよう、各機関の専門性を活かしながら、横断的な支援を行うことで、農業者の方々の複合的な問題にも対処できるよう取り組んでいきます。

④ 農業支援サービスの活用

農業支援サービスは、農業現場の課題解決と生産性向上を目指す重要な取組であり、作業代行やスマート農業技術の活用を通じて、農業機械のシェアリングや人材供給など、多岐にわたるサポートを提供して、農業者の負担を軽減し、効率的な農業経営を支援しています。

農業従事者の高齢化に伴う労働力不足への対応では、JA 徳島市のアグリサポートセンターにおいて、農作業支援を通じて、この課題に積極的に取り組んでおり、農業の省力化と農地の有効利用を促進し、持続可能な農業の実現に貢献しています。

第6章 ビジョンの推進

1 ビジョンの推進体制

ビジョンの推進については、市、農業者、JA、市民、事業者、農業委員会などの各主体及び、関係機関と共同して設置している協議会等の相互連携により取り組みます。また、施策の取組ごとに策定している分野別計画との整合性を保ちながら、より具体的な各種農業振興施策を推進します。

○ 主な協議会

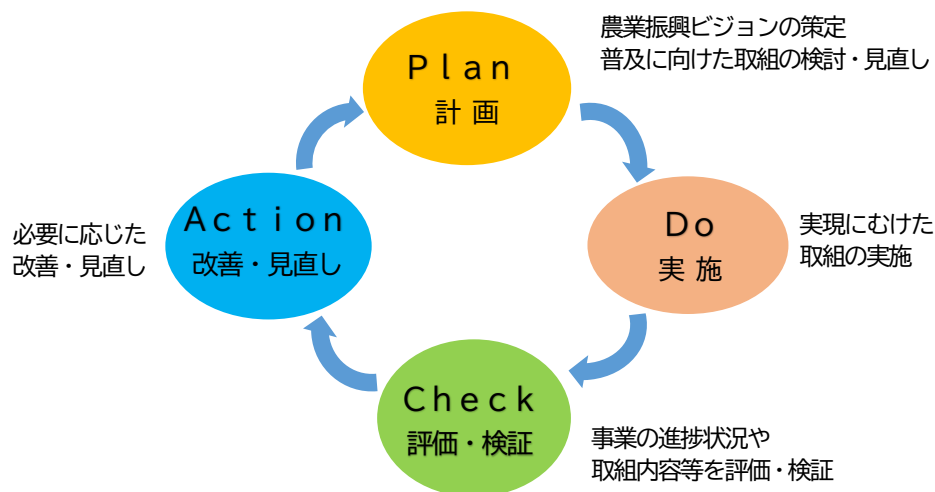
- (1) 徳島市農業再生協議会
- (2) とくしま6次産業化推進連携協議会
- (3) 徳島市市民菜園推進協議会
- (4) 徳島市果樹産地協議会
- (5) 徳島市鳥獣被害対策協議会

○ 主な分野別計画

- (1) 徳島市農業経営基盤強化促進基本計画
- (2) 徳島市水田収益力強化ビジョン
- (3) 徳島市農業振興地域整備計画
- (4) 徳島市鳥獣被害防止計画
- (5) 徳島市酪農・肉用牛生産近代化計画
- (6) 徳島県みどりの食料システム戦略基本計画

2 ビジョンの進行管理

ビジョンについては、上位計画である総合計画と連携して、市政全体の整合性を保ちながら、庁内の関係各課や様々な分野との緊密な連携や調整、有識者や学識経験者からの意見も参考にしつつ、計画（Plan）、実施（Do）、評価・検証（Check）、改善・見直し（Action）のPDCAマネジメントサイクルにより、効果的な進行管理を行います。



徳島市農業振興ビジョン検討委員会 委員名簿

氏名	所属・役職	役職
伊勢 政喜	徳島市農業協同組合 代表理事専務	
柿原 蔵	徳島県農林水産部東部農林水産局 局長	
樫原 照子	徳島市生活グループ連絡協議会 会長	副会長
川人 泰博	徳島市農業委員会 会長	
田中 克彦	徳島県農政クラブ 会長	
新居 美佐子	公益財団法人とくしま産業振興機構 副理事長	
萩原 八郎	四国大学経営情報学部 教授	会長
政岡 拓人	アグリクラブ徳島 会長	

(五十音順)

徳島市農業振興ビジョン検討委員会設置要綱

(目 的)

第1条 本市の農業の振興指針として平成27年3月に策定した、徳島市農業・農村振興ビジョンの見直しに関して、専門的見地から検討するため、徳島市農業振興ビジョン（以下「ビジョン」という。）検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(任 務)

第2条 検討委員会は、ビジョンについて検討を行い、その結果を市長へ提言するものとする。

(組 織)

第3条 検討委員会は、農業生産者団体、農業経営支援団体及び行政機関の代表者並びに学識経験者をもって構成し、市長が委員を委嘱する。

(役 員)

第4条 検討委員会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長1名

2 会長は、委員の互選とする。

3 副会長は、会長が指名する。

(役員の仕事等)

第5条 委員会の役員の仕事は、次のとおりとする。

(1) 会長は、検討委員会を代表し、会務を統括する。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があったとき又は会長が欠けたとき、その仕事を代行する。

(3) 会長は、検討委員会の議事を進行する。

(会議の招集)

第6条 会議は、会長が招集する。

2 会長は必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明及び意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 検討委員会の事務局は、徳島市経済部農林水産課に置く。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

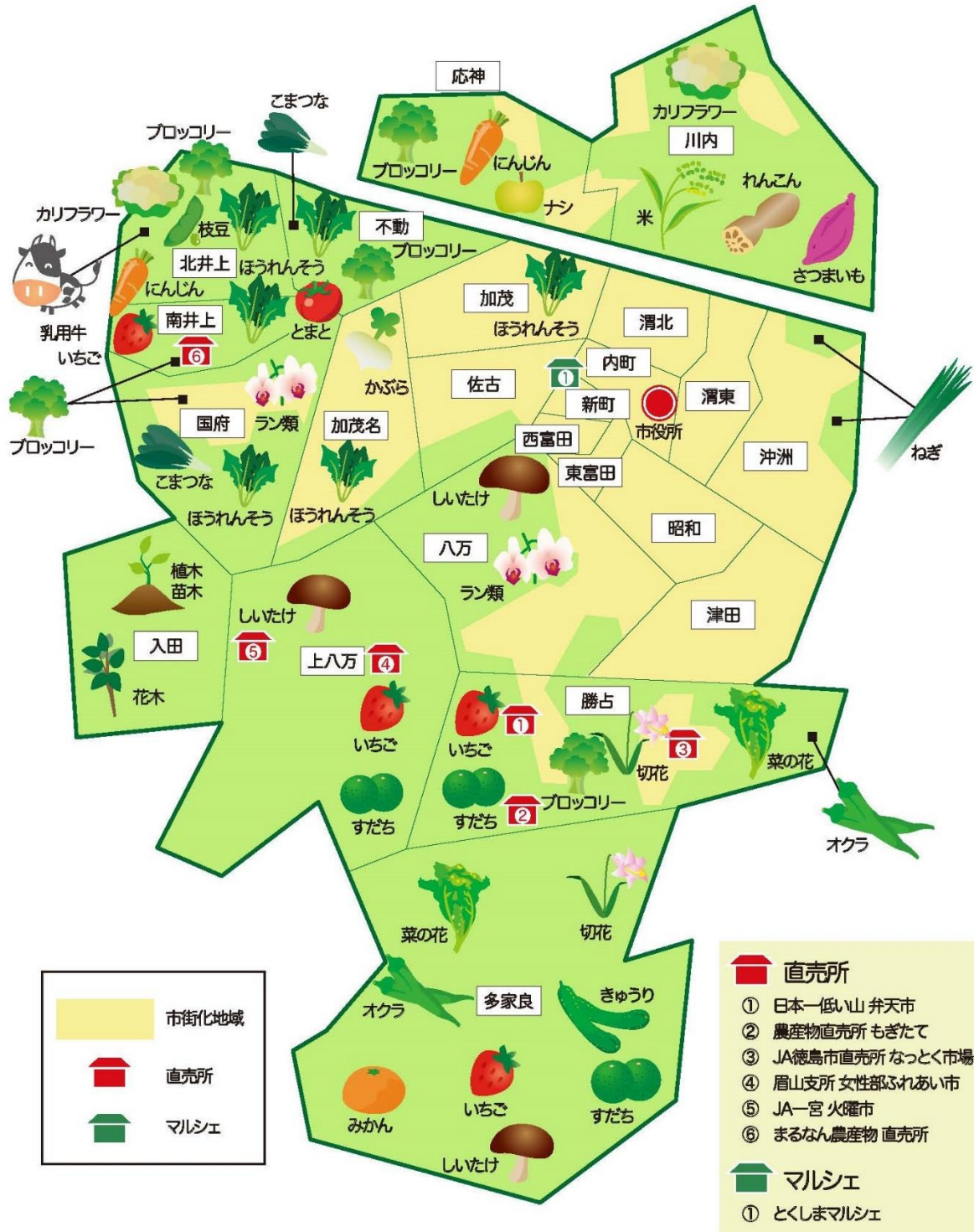
用語解説

用語	解説
あ行	
園芸作物	果樹、野菜および花きを含む作物の総称。
か行	
家族経営協定	家族で営農を行っている農業経営において、家族間の話合いを基に経営計画、各世帯員の役割、就業条件等を文書にして取り決めたものをいう。この協定により、女性や後継者等の農業に従事する世帯員の役割が明確化され、農業者年金の保険料の優遇措置の対象となる他、認定農業者制度の共同申請等が可能になる。
環境保全型農業	農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。
観光農園	農作物の収穫体験ができる個人農家の経営する農園、または農業法人。
耕作放棄地	農林業センサスにおいて、「以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する考えのない土地」とされ、農家等の意思に基づき調査把握したもの（統計上の用語）。
耕畜連携	耕種農家と畜産農家、コントラクターが一体となった取組で、畜産農家が生産する良質な堆肥を農地に還元し、肥料、土づくりに利用。飼料用米などの飼料作物を栽培し、出来上がった生産物を家畜に給与する。この一連の取り組みを通して循環型農業の確立を目指している。
さ行	
再生可能エネルギー	石油や石炭、天然ガスといった有限な資源である化石エネルギーとは違い、太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーのこと。
市街化区域	既に市街地を形成している区域、及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を進める区域。
市民菜園	土地の所有者又はJAが事業主体となるレクリエーション農園の開設に、水田の有効利用、緑地保全、市民の余暇利用の観点から徳島市及び推進協議会が協力し、推進を図る。
集落営農	集落を単位として、農業生産過程の全部又は一部について共同で取り組む組織。
食育	生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けられるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるもの。
スマート農業	ICTやロボット技術を活用し、作業の効率化や品質向上を実現する新たな農業。

用語	解説
た行	
多面的機能	水田は雨水を一時的に貯留することで洪水を防止したり、また、地下に浸透する雨水などは、地下水かん養に寄与したり、水生動植物の生態系を支えたり、豊かな自然景観を形成する等の役割があり、このような多くの役割のことを多面的機能と呼ぶ。
地域計画	改正農業経営基盤強化促進法（令和5年4月施行）において、これまでの「人・農地プラン」を地域計画として法定化し、地域の農業者等の話し合いによる将来の農地利用の姿を目標地図として明確化し、農地バンクを通じた農地の集約化等を推進する。
地産地消	地域で生産された農林水産物（食用に供されるものに限る）を、その生産された地域内において消費する取組。食料自給率の向上に加え、6次産業の推進にも繋がる。
都市農業	市街地及びその周辺の地域において行われる農業。
徳島県農業版業務継続計画（県農業版BCP）	近い将来発生が想定されている「南海トラフ巨大地震」の大津波災害に備え、県が中心となって関係団体との連携を図りながら、被害が想定される農地等の速やかな復旧と、その後に円滑な営農再開がなされるよう、農業分野での体制整備・対策を構築するため、「徳島県農業版業務継続計画（農業版BCP）」を平成25年6月に策定、同年11月、26年11月に改訂している。
とくしまマルシェ	毎月最終日曜日にしんまちボードウォーク周辺で開催し、農業ビジネスの活性化や産直市による観光客誘致等を目的に、平成22年12月の初開催から10年以上の歴史を持つ県最大級の産直市である。
土地改良区	地域の関係農業者により組織された団体で、農業用施設（水路、農道）などの整備（新設・更新）、農地の区画整理などの土地改良事業を実施するほか、造成した土地改良施設の維持管理などを行う。
な行	
農業委員会	市町村に設置されており、農地法に基づく売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申、遊休農地の調査・指導などを中心に農地に関する事務を執行する行政委員会のこと。
農業振興地域	都道府県が総合的に農業の振興を図ることが必要である地域を指定し、農業の健全な発展を図るもの。また、区域での農地転用は禁止されている。
農地中間管理機構	都道府県、市町村、農業団体等が出資して組織されている法人で、「農地中間管理機構」として県に一つ指定されている。「農地バンク」「機構」「公社」と呼称されている。「地域計画」に基づき、借受けや担い手等へ貸付を行い、農地の集積・集約化を進める。
農福連携	障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。
農林業センサス	日本の農林業の生産構造や就農構造、農山村地域における土地資源など農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計を作成し、提供することを目的に、5年ごとに行う調査。

用語	解説
認定新規就農者	農業経営基盤強化促進法に基づき、青年等就農計画(有効期間 5 年)を作成し、市町村から計画の認定を受けたもの。
認定農業者	農業者が市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を作成し、市町村から計画の認定を受けたもの。
ま行	
目標地図	将来の農業の在り方や、地域の農地の効率的かつ総合的な利用を図るために誰がどの農地を利用していくのかを一筆ごとに定めた地図のことであり、地域計画の一部となる。
ら行	
6次産業化	1次産業の農業と2次産業の製造業と3次産業の小売業が連携して1次産業の高付加価値化を図る。
輪作体系	同じ土地に種類の異なる作物を、複数年にわたり一定の順序で繰り返して栽培する作付け体系。
A～Z	
AI	Artificial Intelligence の略。人工知能のこと。
DX	Digital Transformation の略。ロボットやAIやIoTなどのデジタル技術を活用して、農業の生産性や流通効率、農業環境を改善すること。
GAP	Good Agricultural Practices の略で、アグリ農業生産の各工程の実施、記録、点検、評価を行うことによる持続的な改善活動であり、食品の安全性向上、環境保全、労働安全の確保などに資するとともに、農業経営の改善や効率化につながる取組。
GX	Green Transformation の略で、化石エネルギーを中心とした現在の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心へ転換する取組。
IoT	Internet of Thing の略で、モノのインターネットのこと。世の中に存在する様々なモノがインターネットに接続され、相互に情報をやり取りして、自動認識や自動制御、遠隔操作等を行うこと。
SDGs	持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals) とは、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択され「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っている。
SDGs 未来都市	地方創生 SDGs の達成に向け、優れた SDGs の取組を提案する地方自治体を「SDGs 未来都市」として選定している。
TPP	環太平洋経済連携協定 (Trans-Pacific Partnership Agreement) の略。加盟国間での関税の撤廃などにより、自由貿易の促進・拡大を図ることが目的の経済連携協定のこと。

徳島市農産品MAP



徳島市農業振興ビジョン
令和7年3月

発行：徳島市 経済部 農林水産課

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地
TEL：088-621-5246／FAX：088-621-5196
E-mail:norin_suisan@city-tokushima.i-tokushima.jp